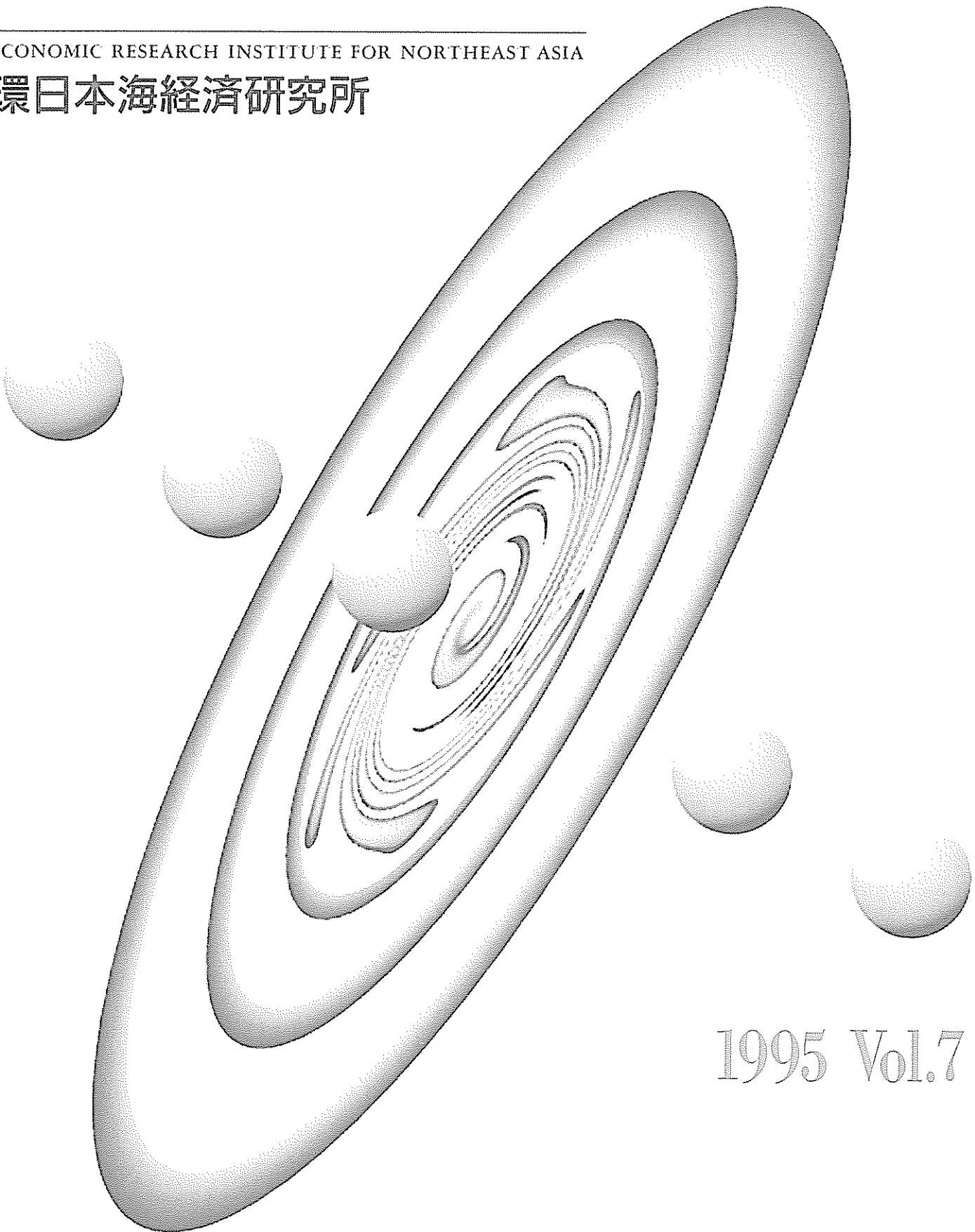


ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

環日本海経済研究所



1995 Vol.7

目 次

新潟県国際物流の現状と物流拠点化推進の方向性 ERINA 研究主任 中島 真志
〃 研究員 橋本 一浩 2

A NEW DIRECTION FOR THE TUMEN RIVER AREA DEVELOPMENT PROGRAMME (「団們江地域開発計画」の新しい方向)

..... Dr. Michael Underdown, Programme Manager,
UNDP Tumen River Area Development Programme
(UNDP団們江地域開発計画プログラム・マネージャー マイケル・アンダーダウン)

..... 11

[資料]

Three Agreements for The Tumen River Area Development Programme
「第5回団們江開発計画管理委員会」における3つの合意文書 19

ロシア極東地域における軍民転換の現状と問題点 ー日本との関係を踏まえてー

..... ERINA客員研究員 ウラジミル・イワノフ 33

中国を訪ねて ー平山新潟県知事に聞くー 37

[ERINAワークショップ]

日ソ・日ロ関係50年とロシア極東
..... カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校教授 長谷川 育 41

北東アジア諸国の諸問題

中国東北三省の工業における問題点 44

ロシアの国内投資動向 47

朝鮮民主主義人民共和国の穀物需給状況推計 52

研究所だより 55

新潟県国際物流の現状と 物流拠点化推進の方向性

ERINA 研究主任 中島真志

研究員 橋本一浩

はじめに

新潟県では、平成6年度に策定した「第5次新潟県長期総合計画」の中で、「日本海・関越ベルト地帯振興構想」を打ち出し、その中で、物流機能の高度化や国際的な貿易の振興を図る「物流ベルト」の構築を進めることとしている。しかし、新潟県の国際物流の要である新潟港は、県内企業の輸出入窓口としても、あるいは環日本海貿易に占める地位をみても、その拠点性は十分高いとは言えない現状にある。

そこで、本稿においては、まず新潟県の国際物流の現状を概観したうえで、将来の「環日本海経済圏の物流の拠点」としての発展に期待が高まっている新潟港を中心に、その課題・問題点を整理するとともに、今後の国際物流拡大のための方向性について検討することとする。

1. 新潟県の国際物流の現況

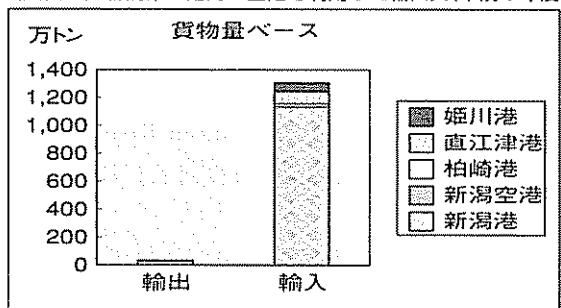
現在、新潟県内で外国貿易貨物の取扱を行っているのは、新潟港、直江津港、柏崎港、姫川港の4港湾及び新潟空港である。平成5年度における新潟県の港湾・空港を利用した輸出入の割合をみると、貨物量ベースで1:56（輸出232千トン:輸入12,916千トン）、金額ベースで1:7（輸出256億円:輸入1,869億円）と、大幅な輸入超過となっている（図表1）。また、港湾・空港別構成は次に示すとおりであり、貨物量ベース、金額ベースとともに、新潟港が輸出入の大半を占め、新潟県を代表する貿易拠点を目指すべき重要な役割を担っている。

(1) 貨物量ベースでの港湾・空港別輸出入（図表2）

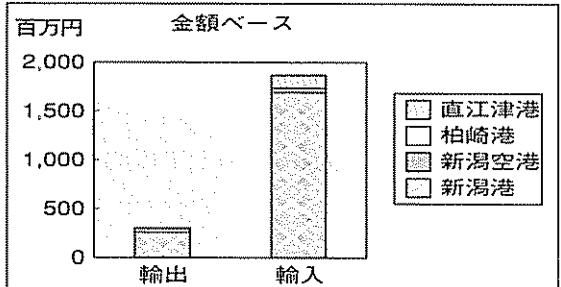
新潟県の国際物流のうち、新潟港の占める割合が輸出で約75%、輸入では約90%である。輸出については、新潟港に次いで姫川港からのセメント輸出の占める割合が24%と高く、他の港湾・空港の割合は1%未満である。

空港のウェイトは1%に満たない。また、輸入については、直江津港が木材、石炭などを中心に7%、姫川港が3%となっている。

（図表1）新潟県の港湾・空港を利用した輸出入（平成5年度）



出所：各港港湾統計年報、新潟県空港課資料



出所：日本海貿易の現状（東京税関新潟税關支署）

（図表2）新潟県における港湾・空港別輸出入と主要品目（平成5年度）

港湾名	輸出(%)		輸入(%)	
	トントン	(%)	トントン	(%)
新潟港	172,907	(74.5)	11,534,713	(89.3)
① 輸出機械	37,325		① 石油製品	6,926,268
② 化学薬品	27,519		② 原油	1,260,849
③ その他の機械	21,318		③ 原木	903,840
新潟空港	1,681	(0.7)	1,645	(0.0)
柏崎港	0	(0.0)	102,238	(0.8)
①	—		① 原木	102,238
②	—		② —	—
③	—		③ —	—
直江津港	1,998	(0.9)	901,315	(7.0)
① 鉄くず	1,405		① 原木	456,604
② タイヤ	300		② 石炭・無煙炭	172,130
③ 輸送機械	293		③ 塩化カリ	72,761
姫川港	55,600	(23.9)	376,082	(2.9)
① セメント	55,600		① 石炭	250,964
② —	—		② その他の金属鉱物	121,755
③ —	—		③ コークス	2,859
合計	232,186	(100.0)	12,915,993	(100.0)

出所：各港港湾統計年報、新潟県空港課資料

(2) 金額ベースでの港湾・空港別輸出入（図表3）

金額ベースで見ると、輸出入ともに新潟港が約90%と圧倒的なウェイトを占めている。新潟港以外では、新潟空港からの輸出（機械等）が7%、直江津港での輸入（木材等）が9%となっている。

(図表3) 新潟県における港湾・空港別輸出入と主要品目（平成5年度）

(単位：トン)

港湾名	輸 出 (%)	輸 入 (%)
新潟港	23,382 (91.1)	167,383 (89.5)
① 輸送用機械	5,280	70,756
② 一般機械	4,926	23,908
③ 元素・化合物	3,015	17,987
新潟空港	1,780 (6.9)	1,499 (0.8)
① 一般機械	580	561
② 電気機械	466	178
③ 精密機器類	156	162
柏崎港	1 (0.0)	2,175 (1.2)
① 一般機械	1	1,233
② 電気機械	0	942
③ 精密機器類	0	—
直江津港	511 (2.0)	15,871 (8.5)
① 非金属鉱物製品	239	9,012
② 元素・化合物	238	2,054
③ 金属鉱・くず	25	1,839
合計	25,674 (100.0)	186,928 (100.0)

注：直江津港には姫川港の計数を含む

出所：「日本海貿易の現状」（東京税関新潟税關支署）

2. 輸出入における新潟港利用の現状

前述のように、現在、新潟港が新潟県の国際物流の大部分を担っており、将来の「環日本海経済圏の物流の拠点」としての発展に期待が高まっている。しかし、国際物流の現状は、これにふさわしいレベルには及ばないものである。以下、新潟港について、(1)新潟県の輸出入窓口としての役割、(2)日本海側港湾における位置付け、の2つの視点からみる。

(1) 輸出入窓口としての新潟港の役割

輸出入貨物のうち、高付加価値品、製品類を中心とするコンテナ貨物について、「全国コンテナ貨物流動調査」により、新潟県を消費地、生産地とする貨物が、どの港を船卸港、船積港としているかを見る。

ア. 新潟県を消費地とする物流（図表4）

新潟県を消費地とするコンテナ貨物のうち、新潟港で船卸されている貨物は、31.1%（数量ベース）である。LNGなどの液状貨物やばら積貨物等を含めた貿易貨物全体の新潟港利用率が71.0%（平成6年度「輸出入貨物に係る物流動向調査」）であることと比較すると、コンテナ貨物のそれは半分以下の水準である。

イ. 新潟県を生産地とする物流（図表4）

新潟県で生産された製品の輸出コンテナ貨物は、僅

(図表4) 新潟県を消費地、生産地とするコンテナ貨物の船卸港、船積港

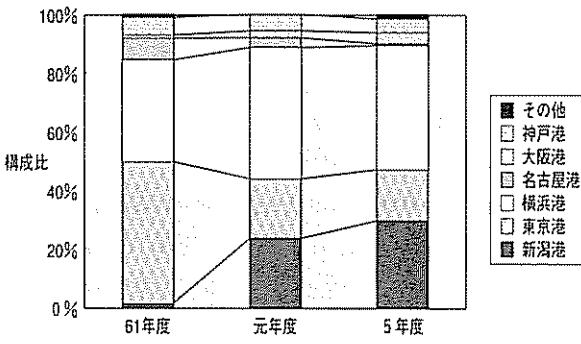
単位：トン、（ ）内は構成比%

船卸港／船積港	[輸入]	[輸出]
	新潟県を消費地とするコンテナ貨物の船卸港	新潟県を生産地とするコンテナ貨物の船積港
新潟港	13,100 (31.1)	4,664 (10.5)
東京港	6,627 (15.7)	7,487 (16.9)
横浜港	18,590 (44.1)	22,476 (50.8)
名古屋港	178 (0.4)	3,932 (8.9)
大阪港	1,346 (3.2)	1,469 (3.3)
神戸港	1,784 (4.2)	3,741 (8.5)
その他とも計	42,162 (100.0)	44,211 (100.0)

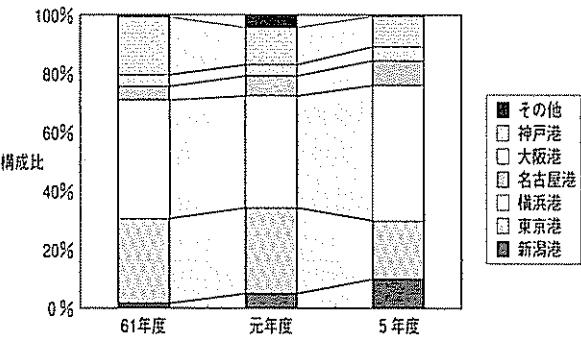
出所：「新潟港コンテナ貨物流動調査」（平成5年度：新潟県）

かに10.5%（数量ベース）が新潟港経由で船積みされているだけであり、残り90%は、横浜港、東京港等の太平洋側の主要港の利用となっている。

(図表5) 新潟県を消費地とする輸入コンテナ貨物の船卸港の推移



(図表6) 新潟県を生産地とする輸出コンテナ貨物の船積港の推移



出所：「平成5年度新潟港コンテナ貨物流動調査」（新潟県）

〔平成元年度外貿コンテナ貨物流動調査報告書〕（運輸省港湾局）

〔昭和61年度輸出入コンテナ貨物流動調査報告書〕（運輸省港湾局）

ウ. 新潟港のシェアの推移（図表5、6）

こうした輸出入コンテナ貨物の新潟港経由のシェアを過去からの推移でみると、輸入コンテナ貨物は61年度の0.8%から平成5年度の31.1%へ、輸出コンテナ貨物は、同1.1%から10.5%へとそれぞれ構成比を高めている。この間、輸入コンテナについては、東京港、名古屋港の構成比が、輸出コンテナについては、東京港、神戸港のシェアが各々低下している。

(2) 日本海貿易における新潟港の位置付け

全国の貿易額に占める日本海側の港（小樽から萩）の割合は極めて低く、僅かに約1%に過ぎない現状にある。そのなかで、日本海側の各県、各港が拠点性の確立に向けて懸命な取り組みを展開している。こうした厳しい現実の下で、日本海側の各港の貿易における新潟港の位置付けについてみると、新潟港の貿易額（輸出入額）が日本海側の港湾に占める構成比は、26.8%で日本海側のトップの地位にある（図表7）。

しかし、これを輸出・輸入に分けてみると、

- 輸出については、伏木富山、酒田に次ぐ第3位の地位であること、
 - 輸入については、首位となっているが、火力発電用のLNGガスが約4割を占めており、一般貨物の輸入は6割程度に過ぎないこと、
- 等から、その拠点性は必ずしも高くはないといえる。

(3) 対岸貿易の現状

日本海側の港湾と環日本海諸国（中国、ロシア、韓国、北朝鮮）との貿易額についてみると、新潟港は、輸出額では1位（147億円）、輸入額では伏木富山に次いで2位（273億円）となっている。但し、国別にその位置付けをみると、輸出は北朝鮮向けが1位（27億円）となっているが、その他の国では2位～4位にとどまっており、輸入についても、韓国が1位（137億円）となっているが、中国が2位（49億円）、ロシアが6位（53億円）となっており、日本海側の港湾で圧倒的な優位性・拠点性を発揮するレベルには達していない現状である（図表8）。

（図表7）日本海貿易に占める新潟港の位置付け

(1) 輸出		
	貿易額(億円)	構成比(%)
① 新潟	1,908	26.79
② 伏木富山	1,410	19.80
③ 小樽	519	7.29
日本海側計(A)	7,120	100.00
全国計(B)	670,288	
(A)/(B)	1.06%	

(2) 輸出		
	輸出額(億円)	構成比(%)
① 伏木富山	453	23.47
② 酒田	326	16.88
③ 新潟	234	12.11
日本海側計(A)	1,931	100.00

(3) 輸入		
	輸入額(億円)	構成比(%)
① 新潟	1,674	32.26
② 伏木富山	957	18.43
③ 小樽	471	9.08
日本海側計(A)	5,189	100.00

(注) 1. 平成5年の計数

2. 日本海側の港湾には、小樽から萩までを含む。

(出所) 「日本海貿易の現状」（東京税関新潟税關支署）

3. 港湾利用の課題・問題点

新潟港が国際物流における潜在力を十分發揮していない背景について、関連業界にヒアリングを実施したところ、以下のような課題・問題点が指摘された。

(1) ハードインフラ（港湾施設・機能）について

① ガントリークレーンが不足。

現在、新潟東港に設置されているガントリークレーンは1基のみであり、コンテナの積み卸し能力が限界に近づいている。但し、平成8年度までには2基増強され、3基体制となる見通し。

② 在来船バースが少ない。

在来船がいつでも自由に接岸できる公共バースが不足しており、この増強の要請がある。また、木材専用岸壁等の大型船に対応した整備が必要であるとの指摘もなされている。

③ 東港地区の物流センター機能が不足している。

東港地区においては、ある程度の物流関連企業の集積がみられるが、物流センターとしての機能を更に充実させるべきであるとの要請がある。

④ 定温、冷蔵倉庫が不足している。

新潟港周辺に設置されている倉庫（特に定温、冷蔵倉庫）の不足が指摘されている。港湾整備の進展や新航路の開設等により、今後増大が予想される貨物の受け皿として、早急な整備が必要とされている。

⑤ 焙蒸施設の充実

新潟港周辺で、農産物等の輸入のための焙蒸施設を、より一層充実させることが望まれている。

（図表8）対岸諸国との貿易における新潟港の位置付け

(1) 輸出			平成5年 単位：億円									
対岸諸国計	韓 国	中 国	ロ シ ア	北 朝 鮮	港 湾	輸出額	港 湾	輸出額	港 湾	輸出額	港 湾	輸出額
①新潟	147	80	①酒田	21	①伏木富山	84	①新潟	27				
②伏木富山	127	66	②伏木富山	10	②新潟	79	②舞鶴	5				
③敦賀	95	37	③境	5	③小樽	31	③境	3				
④金沢	81	32	④新潟	4	④敦賀	24	④小樽	1				
日本海側計	614	278	日本海側計	48	日本海側計	250	日本海側計	39				
全国に占める比率	1.45%	1.31%		0.25%		15.01%		15.96%				

(2) 輸入			平成5年 単位：億円									
対岸諸国計	韓 国	中 国	ロ シ ア	北 朝 鮮	港 湾	輸入額	港 湾	輸入額	港 湾	輸入額	港 湾	輸入額
①伏木富山	354	137	①伏木富山	68	①伏木富山	252	①新潟	34				
②新潟	273	40	②新潟	49	②小樽	129	②舞鶴	17				
③小樽	188	32	③小樽	47	③境	68	③境	12				
④舞鶴	118	30	④直江津	17	④敦賀	57	④小樽	1				
日本海側計	1,339	291	日本海側計	236	⑤酒田	55	日本海側計	73				
全国に占める比率	3.42%	2.24%		1.03%		53				26.28%		
						日本海側計		739				
										24.06%		

（出所）「日本海貿易の現状」（東京税關新潟税關支署）

(2) ソフトインフラについて

① 検査機関の窓口が東港にない。

現在、東港地区には税関があるのみで、検疫、植物防疫、動物検疫等の検査機関は西港地区と新潟空港等にあるため、各種検査に要する時間と経費の面で不利である。これが、東港を利用する荷主の負担感を増幅し、新潟港の競争力を弱めている。

② 海上運賃が太平洋岸に比較して高い。

日本海沿岸各港（新潟、伏木富山、金沢等）から高雄、基隆、シンガポール等への海上運賃は、メインポート（横浜、神戸等）からの運賃よりも1～2万円/TEU程度割高に設定されている。また、釜山港接続のフィーダーサービスを伴う海上運賃も、太平洋側の港からの直通航路と比較して割高となっている（釜山港での積み替えコストが計上されるため）。

③ 港湾利用フィーが割高。

港湾利用にかかる料金としては、通関・検査代行手数料等の「港湾利用に伴う料金」と入港料や岸壁使用料等の「港湾施設の利用料金」とがある。このうち、前者については他港に比べて割高であるとのユーザーからの不満の声が強い。

④ 港湾荷役サービス水準の向上。

世界の主要コンテナ港での港湾荷役サービス時間は、通年フルタイムサービスが一般的となっているが、日本の多くの港湾では、月～土曜日のデイタイム（8：30～16：30）でのサービス提供に止まっており、新潟の港湾も同様である。しかし、最近、主要港を中心に夜間・休日荷役について検討を始める動きもみられている。

(3) 定期航路等について

① 定期航路・便数が少ない。

新潟港の外貿定期航路は、釜山航路、大連、上海航路、東南アジア航路、トランス・シベリア、コンテナ航路等の7航路となっているが、各業界から、新航路の開設、便数の増加が強く要望されている。

② LCL（小口混載）便サービスが少ない。

コンテナ1個に満たない小口貨物を、他の荷物と一緒にコンテナに詰めて運送するLCL便サービスは、荷主の大小を問わず、安く、便利で、気軽に利用できるものとして需要が高い。新潟港の集荷力を高めるうえからも、より一層の充実を望む声が多い。

(4) 集荷・帰り荷について

○帰り荷が少ない。集荷力が低い。

集荷力の向上こそが、新潟港の拠点性向上のための決め手である。新潟港の全体的な集荷力、帰り荷の確保は低い水準に止まっており、新潟港の輸出入比率が、貨物量ベースで1：56（金額ベースでは1：7）と大幅な輸入超過となっていることからもわかるように、とりわけ、帰り荷（輸出貨物）の確保が、新潟港が抱える最重要課題である。

(5) その他

① 新潟東港周辺の産業立地と港湾機能との結びつきが不十分。

新潟東港工業地帯では、東港の機能を活用した臨海型の産業集積を目指して企業誘致活動が展開され、その8割程度が既に売却済みである。しかし、既に誘致された企業の中には「臨海型」以外の企業も含まれており、未利用地や目的外の利用地もあるなど、東港の港湾機能を十分に活用するには至っていない。

② 新潟の商社機能が脆弱。港湾利用は商社が決定権を持つ場合が多い。

新潟県内の企業は、直接貿易の比率が低く、輸出入の多くを商社に依存している。また、どの港湾を利用して輸出入するかの選択権を商社が握っているケースが多く、新潟港の利用を促すためには、物流ルートの決定権を持つ商社への働きかけが重要である。

③ 行政機関、関連団体の効果的な連携が不十分。

新潟港の活性化とともに、物流拠点化を推進するためには、行政と民間とが十分な連携を保ちながら、一体となって取り組むことが不可欠である。しかし、施設整備計画の調整において、官民の意思疎通が十分でないとの意見や、ポートセールスにおける官民の連携を、より強化すべきであるとの指摘もなされている。

4. 新潟港を中心とした国際物流拡大の方策

ここでは、上記のような課題・問題点を踏まえて、新潟港の持つ潜在力を十分に発揮し、国際物流の拡大を図るために目指すべき目標を示すとともに、そのための具体的な方策を提示する。

(1) 新潟港が目指すべき目標

新潟港を日本海側の物流拠点としていくために目指すべき目標を示すと、以下のとおりである。

① 新潟県内企業の輸出入窓口としての新潟港に

新潟港の利用が可能とみられる県内企業の輸出入貨物の多くが、太平洋側の主要港湾に流れしており、これをあ

る程度、新潟港に戻すだけの機能と魅力を持った「地元の荷主にとって使い勝手の良い港湾」にすべきである。これが、まず新潟港の機能強化の出発点となる。

目標：新潟県内を生産地・消費地とする輸出入貨物の新潟港シェアを50%以上とする（現状は輸出11%、輸入31%（コンテナ貨物・数量ベース））。

② 後背地としての隣接県にとっても魅力ある港湾に
新潟港の利用を拡大していくためには、新潟県のみならず、山形、秋田、福島、群馬、長野等の隣県の関係者にとっても魅力のある港湾とし、新潟港を輸出入の窓口とする荷主の獲得に努め、その範囲の拡大を図るべきである。

目標：近隣各県の輸出入貨物における新潟港シェアを20%以上とする（現状は輸出で0～3%、輸入0～12%（コンテナ貨物・数量ベース））。

③ 環日本海経済圏における日本海側の拠点港としての機能を

今後、環日本海経済圏の形成が進むにつれて、対岸諸国との経済交流が活発になるものとみられる。新潟港は、高度な機能を備えた、環日本海圏の拠点港の地位を確保する必要がある。

**目標：①主要航路*について、ダイレクト航路の就航、ウィークリー定曜日サービスの実施。
＊中国、ロシア、韓国、東南アジア、北米との航路**

② 日本海側の拠点港としてふさわしい港湾設備*および物流施設**を備える。

* バース、荷役設備、アクセス道路等

**倉庫（冷凍、冷蔵等）、検査機関、指定保税地域、加工基地等

③ 環日本海貿易において、日本海側の港湾の中でトップの位置づけを確保する。

*具体的には、環日本海諸国（中国、ロシア、韓国、北朝鮮）との貿易が、各國別、輸出入別でいずれも日本海側でトップとなることを目指す。

（2）国際物流拡大に向けての具体的方策

ここでは、上述の目標を達成し、新潟の国際物流を拡大するための望ましい方策を提示する。

① 検査機関等の設置

新潟港において、西港は「内貿貨物港」として、東港は「外貿貨物港」として整備する方向が打ち出されている（第五次新潟県長期総合計画）ことから、C.I.Q体制（税關、出入国管理、検疫体制）も、こうした西港と東港の機能分担に応じた整備が求められる。しかしながら、現状は、植防、動検、食品監視などの検査機関が西港地

区に集中しているため、東港での通関手続きに時間、経費がかかっており、他港より不利な状況にある。利便性の高い港を目指す観点からは、こうした検査機関を東港へ設置することが求められる。

② 夜間・休日荷役サービスの導入

新潟港の特色を打ち出すため、「365日、24時間体制」を指向した荷役サービス（本船荷役）の改善に係る検討が必要である。横浜港等のメインポートとは航路数、寄港頻度等で太刀打ちできないため、このサービスは、新潟港利用のメリットを強調するうえで重要である。

韓国など諸外国の港湾では、既にこうしたサービスが行われており、また、国内でも、静岡県の清水港では、生き残り戦略として360日24時間サービス（本船荷役）を提供して効果をあげている。

「365日24時間体制」として宣言すれば、船社、荷主等に対して強くアピールすることができ、使い勝手が良く、安心して利用できる港としての評価を得ることが可能となる。

③ ノーマルオペレーションの保証

船が新潟港に到着後、一定の時間内に貨物の積み卸し作業を開始することを官民が一体となって保証する体制作りを行い、これを船会社や荷主等に対して宣言する。そして、制限時間以上の船待ちが生じた場合には、入港料や港湾荷役料金のディスカウント等の措置をとる。

こうしたノーマル・オペレーションの保証によって、船待ちが少なく使いやすい港とのイメージを定着させることができとなる。

④ フィーダーサービスの利用促進

釜山航路については、釜山でのフィーダーサービス（積み替えサービス）により、東南アジアや欧州・北米向けの貨物を取り扱うことが可能である。また、釜山航路は、本年4月から週5便体制となっており、寄港頻度の増加に伴い、利便性が高くなっている。

さらに、釜山での荷扱いも、サービスの良さに定評があり、安全性も高いものとみられる。こうしたフィーダーサービスの利用促進は、新潟港の有力な活性化策になりうるものであり、官民を挙げて同サービスのPR、利用促進に努めることが必要である。

⑤ 新航路誘致の推進と物流データベース

新潟港では、釜山航路の充実や、大連・上海航路の開

設など、ここへきて航路誘致活動の成果が現れつつある。また、次のターゲットとして、a) 羅津・清津航路、b) ザルビノ航路、c) 東方水上シルクロード、d) 北米航路等の開設が考えられる。

こうした航路誘致を進めるためには、貨物量の把握が不可欠であり、実際に当該航路の利用が見込める潜在貨物の存在（具体的な荷主と物量）を示して、船会社等に働きかけを行っていくことが重要である。そして、この誘致活動の展開の前段として、官民一体となって荷主ニーズの把握を行い、物流に関する企業のデータベース（貿易品目、輸出入経路、貿易量、貿易業者等）を構築していくことが必要である。

⑥ トライアル・トランスポーテーション

ザルビノ航路は、新潟県が開設に期待を寄せる有力な候補である。同航路は、中国、ロシア、北朝鮮の3カ国に跨る図們江開発地域への最短航路であり、これまで日本海への出口を持たなかった中国東北地方の貨物を輸送する新航路として注目を集めている。

新潟県では、平成5年度にザルビノ航路に関する調査（「環日本海新航路開発に関する調査」）を実施しており、次のステップとして、同航路により試験的に中国の貨物を新潟へ運んでみる「トライアル・トランスポーテーション事業」の実施の検討が必要である。実際に荷を動かすことにより、以下のような具体的効果が期待でき、定期航路の開設に向けての大きな前進となるものとみられる。

- ア) 同ルートの採算性、課題等が明らかになる。
- イ) 中国、ロシア側における鉄道、港湾等の基盤整備についての当事者の認識を高めることができる。
- ウ) 中国側、日本側の潜在的な荷主の注意を喚起できる。

なお、北朝鮮の羅津港、清津港を利用して、中国の貨物を韓国・日本へ輸送するためのトライアル運行が、韓国の船社等により既に始まっている。

⑦ 開発輸入支援事業

繊維や金属製品等のいわゆる地場産地では、急速な円高の進行等に伴って経営環境が大きく変化するなかで、アジア地区等からの輸入に活路を見い出して生き残りを図る動きが目立っている。特に、デザイン・仕様等を日本側が決めて、現地企業に生産させた製品を輸入する「開発輸入」の動きが広がってきており、地場メーカーのみならず、産地卸でも、ディスカウントスーパー・ホ

ームセンター等からの低価格品の要請を受けて、開発輸入を手掛けるようになっている。

こうした地場企業の、新潟港湾の利用促進を図るために、開発輸入に係る助成措置の検討も必要である。また、このような施策は、新潟の港湾の利用促進になると同時に、新たな国際分業の構築を迫られている地場産業の支援にもつながるものである。

⑧ 隣接県との連携

新潟の港湾の利用を増やすためには、新潟港湾の後背地の拡大が重要である。その一つとして、隣接県等との連携による輸出入の拡大があり、新潟県分の貨物量が少なく、京浜港等の利用を余儀なくされることが多い現状においても、隣接県分も合わせればロットがまとまり、不定期船のチャーターなどにより、新潟の港湾利用につなげることも可能である。実際に、味噌など県内の食品業界が、長野県業界との連携により中国から原料（大豆）を輸入する動きや、長野県の電子機器メーカーが中国現地生産の製品輸入、部品輸出を直江津港経由で行うといった動きがみられる。

こうした動きを他の業界にも拡大させるため、港湾を有する新潟側のイニシアティブにより、情報交換や関係業界・企業への積極的な働きかけを推進する必要がある。

なお、こうした隣接県との連携を進めていくためには、山形、秋田、福島方面への高速道路など、交通基盤の整備も着実に進めていく必要がある。

⑨ 企業情報の国際流通支援事業

日本企業が海外進出を行った場合には、部品・原材料の現地調達が難しいことから、かなりの部分を日本からの輸入に依存し、また、製品もかなりの部分を日本に輸出しているケースが多い。このような実情に対応して、地元企業の対岸諸国等への進出を支援することにより、輸出入取引の活発化を図ることが可能である。

このため、環日本海地域との経済交流の促進に関する情報提供を支援する事業が必要であり、これらには、投資環境や現地での合弁希望企業に関する情報などがある。

また、新潟県が現地の経済技術開発区と提携し、そこに地元企業の誘致を図る「新潟工業開発区（仮称）」のような事業も検討の必要がある。

⑩ ポートセールスの強化

ポートセールスの実施に当たっては、次のようにマ-

ケティング的な手法を導入して、具体的なデータを示しつつ、効率的に荷主や船社等への働きかけを行っていくことが必要である。

ア. 荷主事業者への対応

a) 対象荷主事業者のリストアップ

新潟の港湾が経済的優位性を確保できる地域（図表9）において、荷集めのターゲットとする航路の周辺地域に進出している荷主事業者を、既存の調査やポートセールスの結果を活用して抽出する。また、新潟港の利用が見込める地域内で、新潟港を利用していない大口荷主をピックアップする。

これらの荷主を対象に集中的にポートセールス活動を展開する。

b) 荷主事業者の物流体系の把握

リストアップした荷主事業者について、貿易内容、貿易形態、現在の輸送体系（利用港湾、利用頻度、国内の輸送方法、輸送スケジュール、トータル物流コスト）、その課題・問題点等の現状等を把握する。

c) 荷主事業者への具体的セールス

荷主事業者の物流体系の内容から、物流に対するニーズを明確化したうえで、各荷主毎に

- 1) 新潟港が多様な荷主ニーズに対応できるのか、
 - 2) 新潟港の活用方策（新潟港を利用することで何が可能になるか）、
 - 3) 新潟港の利用により、どのような課題・問題点が軽減できるか、
- 等の視点から検討を行う。

この検討結果を用いて、荷主事業者を再訪問し、更に具体的な提案を行う。その際には、コスト、日数等を明示し、新潟の優位性をデータ的に示す必要がある。

なお、検討に際しては、行政サイドとして何ができるのか、また民間サイドとして何ができるのかを明確にし、官民協力体制のもとで実質的な検討を行う必要がある。

イ. 商社、船社への対応

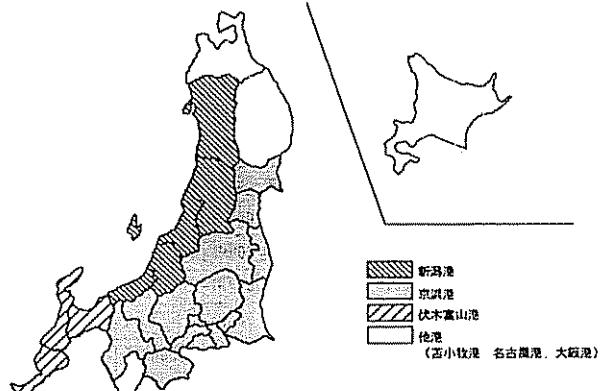
個別の荷主のみならず、物流ルートの決定に大きな影響を持つ大手商社や航路を決める船会社への働きかけも重要である。

船社に対して、新潟の港湾への寄港、航路新設等についての検討を促すには、ポートセールスの結果等を活用して、ターゲットとする航路についての潜在的な貨物量を示すデータ（企業名、品目、貨物量等）を作成し、具体的に実態ベースで貨物が存在することを示すことが不可欠である。

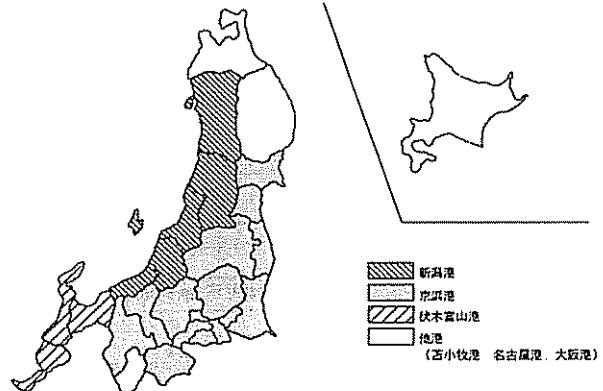
（図表9）中国東北地区（大連、長春）との間の物流で、各港湾が経済的優位性を確保できる地域

① ケース1（日本海側各港湾：大連港→釜山→新潟港等、その他：大連港→京浜港等）

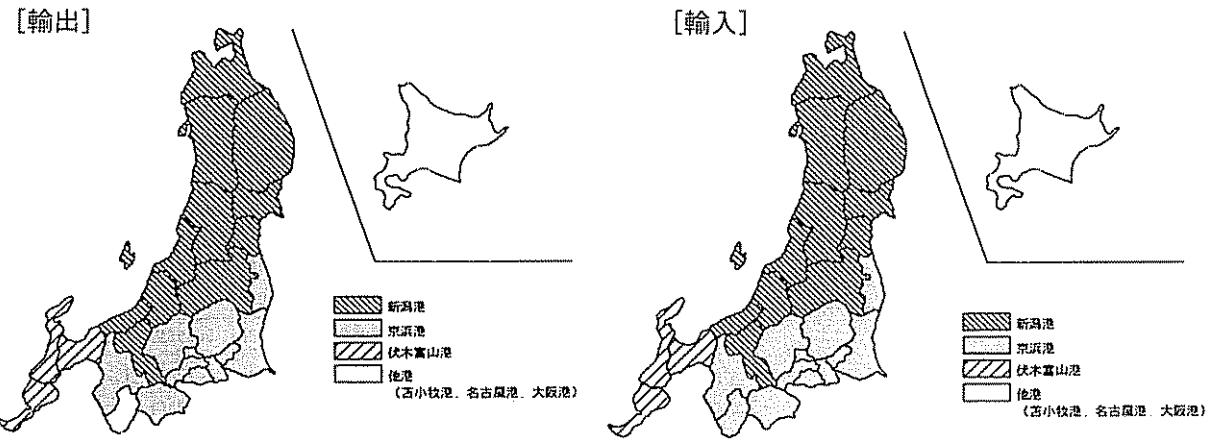
[輸出]



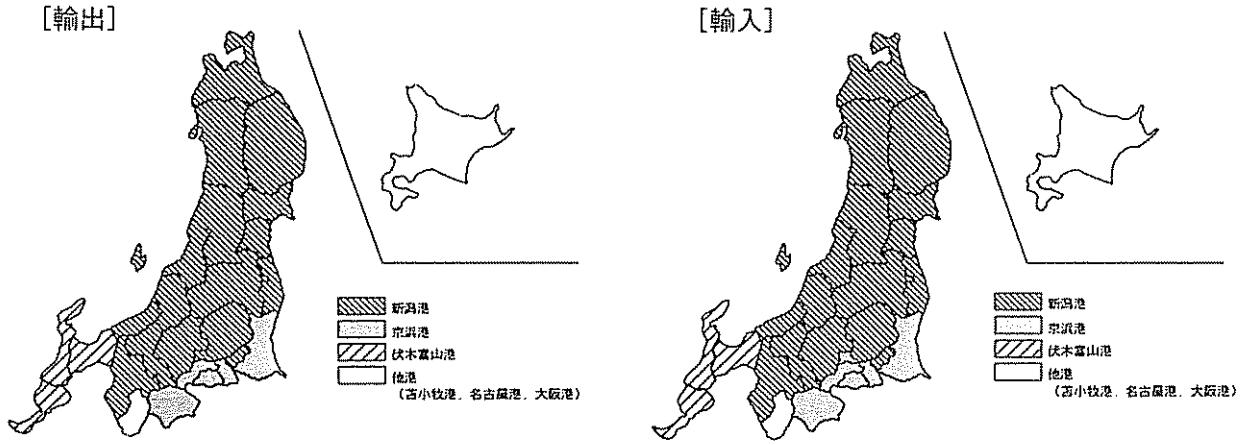
[輸入]



② ケース 2 (大連港→日本各港湾)



③ ケース 3 (新潟：長春→ザルビノ港→新潟港、その他：長春→大連港→各港)



注1：この試算は、荷主事業者が発地から着地までの貨物輸送に対して支払うトータル物流コストを、実勢運賃レベルで把握した上で比較を行ったもの。

注2：前提条件

対象港湾	日本側：神戸港、名古屋港、京浜港、伏木富山港、新潟港、苦小牧港 対岸諸国側：大連港、ザルビノ港
貨物の発着地	日本側：北海道、東北6県、北陸3県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、長野県、山梨県 対岸諸国側：中国東北地区（遼寧省大連市、吉林省長春市）
輸送貨物の特性	20フィートコンテナ、FCLドライ貨物
物流コストの内訳	海上輸送運賃（バースタームでの契約とし、港湾荷役料金を含む） CYチャージ（日本側港湾のみ） 通関料、通関手数料、陸上輸送運賃（コンテナ輸送運賃）

注3：各ケースの設定条件

ケ ース 1	<ul style="list-style-type: none"> 新潟港、伏木富山港、苦小牧港については、釜山港接続のフィーダーサービスを利用した日本～大連の貨物輸送を前提とする。 京浜港、名古屋港、神戸港については、大連港へのダイレクトサービスを利用した日本～大連の貨物輸送を前提とする。 <pre> graph LR D[大連港] --> B[釜山港] B -- "釜山港経由 フィーダー" --> N[新潟港 伏木富山港 苦小牧港] B -- "大連港ダイレクト" --> J[京浜港 名古屋港 神戸港] </pre>
ケ ース 2	<ul style="list-style-type: none"> 苦小牧港以外の港湾について、大連港へのダイレクトサービスを利用した日本～大連の貨物輸送を前提とする。 <pre> graph LR D[大連港] --> B[釜山港] B --> N[新潟港 伏木富山港 京浜港 名古屋港 神戸港] </pre>
ケ ース 3	<ul style="list-style-type: none"> 新潟港は、ロシアのザルビノ港経由の日本～長春の貨物輸送を前提とする。 新潟港以外の港湾については、大連港経由の日本～長春の貨物輸送を前提とする。 <pre> graph LR C[長春] -.-> Z[ザルビノ港] C -.-> D[大連港] Z --> N[新潟港] D --> N subgraph " " direction TB N[新潟港] F[伏木富山港 苦小牧港 京浜港 名古屋港 神戸港] end </pre>

A NEW DIRECTION FOR THE TUMEN RIVER AREA DEVELOPMENT PROGRAMME

by

Dr. Michael Underdown, Programme Manager, UNDP Tumen River Area Development Programme, and Visiting Professor, Jilin University



With the initialling of two international legal agreements (Agreement on the Establishment of the Tumen River Area Development Coordination Committee, Agreement on the Establishment of the Consultative Commission for the Development of the Tumen River Economic Development Area and Northeast Asia) and a memorandum of understanding (Memorandum of Understanding on Environmental Principles Governing the Tumen River Economic Development Area and Northeast Asia) and - for the first time - the setting of priorities for future action at the recent 5th Programme Management Committee (PMC) Meeting in Beijing, the Tumen River Area Development Programme (TRADP) has embarked on a new course.

The emphasis during Phase 1 of the Programme, which was completed at the end of October 1994, was on establishing the legal and institutional framework for future cooperation between the member countries and on undertaking a number of general studies dealing with such matters as infrastructure, telecommunications, water resources, forestry and tourism. In support of these activities a number of Working Group meetings were convened, bringing together consultants and representatives from the TRADP member countries. The Canadian consulting firm, CPCS Ltd, has published these studies, which are available on -

line from the Regional Bureau for Asia and the Pacific (RBAP), UNDP New York.

With the initialling of the agreements and MOU on 30 May 1995, UNDP's involvement in creating a legal and institutional framework for the TRADP has largely ended. There is, of course, a good deal of work still to be done, especially with regard to institutional arrangements, but this is now primarily the responsibility of the member countries. In particular, decisions have to be made on the location of the future Secretariat (1) and, critically, on its financing, staffing and actual *modus operandi*, on the respective roles of the Consultative Commission and the Coordination Committee, on the relationship between these two bodies, and more generally on the future funding of TRADP activities.

The Consultative Commission has a specific promotional role, whereas the role of the Coordination Committee is mainly consultative, coordinating and advisory. These different roles, which are specified in the respective agreements, are summarised below.

There is already some indication that the governments concerned will review these roles, which will inevitably have consequences for the relationship between the Consultative

Coordination Committee	Consultative Commission
consult on social, legal, environmental and economic issues	foster support for development of NE Asia and TREDA
provide coordination on such issues in relation to sovereign rights of member countries	promote consultation, mutual understanding and benefit among peoples and countries of NE Asia and TREDA
provide coordination for economic development of TREDA	promote economic, environmental and technical cooperation in NE Asia and TREDA
provide advice on economic development of TREDA	identify common interests and opportunities for cooperation and sustainable development
provide coordination for other intergovernmental bodies established by member countries to engage in development of TREDA	promote investment in NE Asia and TREDA
provide advice to such intergovernmental bodies	

Commission and the Coordination Committee. Furthermore, there is a need for the member countries to consider in more detail the transitional arrangements in the period leading up to ratification of the agreements and the issue, raised at the 5th PMC Meeting, of intermediary bodies between the Consultative Commission and Coordination Committee and any Working Groups they might establish - tentatively called the Programme Steering Committee and TREDA Management Group respectively.

Since the UNDP TRADP Office moved to its temporary location in Beijing in November 1994, the Programme has been in an Interim Phase, the first half of which was devoted primarily to "shuttle diplomacy" to achieve the initialling of the two agreements and the MOU. Other activities undertaken during this period included familiarisation visits to Yanbian Korean Autonomous Prefecture (Jilin Province, PRC), Rajin - Sonbong FETZ (DPRK) and Khasan Region (Primorsky Krai, RF), consultations with National Teams and regional TRADP teams in the member countries, discussions with the Finnish Government, regular contacts with Member and Observer country embassy staff, and many meetings with interested companies.

The remainder of the Interim Phase, which will last until the agreements are signed (possibly in late September - October 1995), will be devoted to three main activities:

- (1) investment promotion,
- (2) measures to harmonize the rules, regulations and procedures which currently impede the free flow of goods and people, and
- (3) feasibility studies and identification of bankable projects.

These activities are being undertaken in consultation with, and in support of, the member governments according to priorities established at the 5th PMC Meeting.

It is readily apparent that a marked shift in emphasis has taken place, with the Programme now charting an 'action-oriented' course. One

further change of direction, reflecting the agreed concentration on concrete activities, is the increased cooperation which is taking place with local and regional officials.

An Action Plan for the remainder of the Interim Phase has been drawn up in accordance with the priorities agreed to by delegations to the recent PMC Meeting. TRADP Office tasks in the immediate future can be briefly summarized as follows:

- (1) investment promotion,
- (2) establishment of a Tumen Trust Fund,
- (3) measures to streamline investment approval,
- (4) production of an *Investment Guide*,
- (5) trade facilitation,
- (6) improvement of transportation,
- (7) improvement of telecommunications,
- (8) feasibility studies, and
- (9) environmental protection.

A number of activities will be undertaken, many in conjunction with UNIDO, to promote investment in the TREDA.

In August 1995 a Training Workshop on the Establishment of TREDA Business Service Centres for Investment, Trade Promotion and Services will be held in Longjin, Jilin Province, PR China. Organized by the TRADP Office in cooperation with the Jilin Provincial Tumen River Area Development Administration, the Workshop will be led by a professional staff member of the International Trade Centre (ITC) and a specialist from Shannon Development.

In October 1995 a UNIDO INVESMART (investment forum) will be held in Rajin and Hunchun, Jilin Province, PR China, at which some 116 infrastructure and industrial projects will be introduced to potential investors. This INVESMART will be the culmination of a programme lasting several months, which has involved the TRADP Office in supporting a Jilin Province investment promotion mission to Hong Kong and a similar mission by officials from Yanbian Korean Autonomous Prefecture to Japan, ROK, Hong Kong and Singapore.

The UNDP TRADP Office recently supported an investment promotion forum held in Beijing by the Hunchun Border Economic Cooperation Zone and will also be involved in a DPRK Rajin - Sonbong Investment Promotion Seminar and Business Meeting being held in Beijing in September 1995.

Later in the year the Programme Manager will be holding discussions with the Director of Relations with Far Eastern Countries, European Commission, and other EU officials concerning investment and trade with the TRADP member countries. At the same time, it is proposed to hold investment seminars in leading European financial centres, such as Duesseldorf. Although planning for this exercise is still at an early stage, it is envisaged that one official from each part of the TREDA will be involved, supported by a contribution from the Finnish Fund.

Discussions have been held with officials from the World Bank, Asian Development Bank (ADB) and European Bank for Reconstruction and Development (EBRD). Further detailed consultations are planned with both the regional development banks. The Programme Manager's Western European mission will also include discussions with the Nordic Development Bank and meetings with Finnish, Swedish, Norwegian and Danish Government officials concerning Nordic support for the Tumen River Area Development Programme.

In line with a recommendation to the 5th PMC Meeting, a Tumen Trust Fund is to be established. It is intended that this will provide a facility for interested participating countries and donors to channel their financial contributions to the Programme, while at the same time allowing a sufficient critical mass of financial resources to be mobilized to permit (a) implementation of the plan of priority action of the member governments, and (b) an effective facilitative and supportive institutional capacity. It is not the purpose of the Tumen Trust Fund to finance infrastructure projects, but rather to provide technical support for sustainable economic and social development.

Terms of Reference for an *Investment Guide to the Tumen River Economic Development Area (TREDA)* have been drawn up and circulated to the relevant National Teams for comment. An interagency agreement is being concluded between UNDP and UNIDO, under which the latter agency will undertake responsibility for preparation and publication. The *Investment Guide* will be a professional publication aimed at foreign investors, and will cover such matters as the background of the TRADP, introduction to the TREDA, routes for foreign entry, industrial foreign investment zones, property and land, market opportunities, incentives and other investment conditions for foreign investors, workforce and labour rates, transportation, key investment opportunities and relevant contact details. Upon completion (late September - October) the *Investment Guide* will be distributed to the TREDA countries for further dissemination, as well as to international investment corporations and major foreign companies.

A number of disincentives and obstacles to cross - border and transit trade in the TREDA have already been identified (2). Some of the principal areas of concern are:

- inefficient border crossing procedures and congestion
- poor or non-existent transport and shipping services
- cross - border visa problems for business and tourist travellers
- inadequate banking facilities
- absence of effective 'public sector' trade support and promotion service organizations, and foreign investment service organizations
- inadequate or unclear foreign investment rules
- lack of industrial integration/networking among enterprises
- unavailability of detailed supply/demand information

As already mentioned, a high priority in the second half of the Interim Phase and extending into Phase 2 of the TRADP is harmonization of the rules, regulations and procedures which impede the free flow of goods and people in

the TREDA. An Action Plan for trade development has been drawn up on the basis of discussions with UNIDO, UNCTAD and ITC (International Trade Centre), which will address many of these problem areas.

Specific assistance will be provided for the establishment of Business Service Centres in the TREDA, beginning with the ITC - led Training Workshop referred to above. These centres will provide a wide range of trade services and both pre - and post - investment services to local and foreign enterprises. They will also play an important role in disseminating information on business opportunities in the TREDA. They will further be linked to international trade and investment information networks.

UNCTAD will undertake a thorough review of export, import and transit procedures, with special emphasis on the simplification and harmonization of trade documents, rationalization of customs and border checking procedures, as well as their alignment with international standards. This study will be considered at a meeting of relevant government officials (customs, immigration, military, etc.) from the three TREDA countries tentatively scheduled for mid - September and recommendations for improvements made.

Other proposed activities include the following measures to improve trade development within the TREDA and Northeast Asia:

- (a) identification of sectors with a high but hitherto unrealized potential,
- (b) preparation of demand and supply surveys for these products,
- (C) organization of sector - specific buyers - sellers meetings, and
- (d) introduction of measures to phase out inefficient barter trade and its replacement by modern contract and bank settlement mechanisms.

A major training effort will be undertaken to upgrade the quality of services provided by trade promotion and support institutions in the TREDA. Networking among these bodies will be actively encouraged. At the same time,

encouragement will be given to the establishment of Chambers of Commerce or Industry Associations in the TREDA countries and major population centres. It is expected that these will play a significant role in regional trade and investment promotion, publicity and the organization of inward and outward promotion missions.

It is planned to hold a wide-ranging Transportation Meeting in Changchun, Jilin Province, PR China from 6 - 8 October 1995. This meeting, which will be jointly convened by the UNDP TRADP Office and the Jilin Provincial Tumen River Area Development Administration, will consider transport services (air, sea, road, rail) throughout the region. It will be attended by both public and private sector industry representatives and relevant government officials, and is expected to make concrete recommendations for expansion and coordination of services.

An action plan for telecommunications has been developed by the TRADP Telecommunications Working Group. This focuses not only on the provision of infrastructure and basic services, but also considers advanced services such as internal company networks(VSAT) and more sophisticated applications which will require regulatory issues to be addressed.

Infrastructure development and basic services proposed by the Working Group include extensions of the existing optical fibre network, local networks, mobile systems and VSAT networks. One of the more advanced services under consideration is an integrated transportation support system, which would integrate data from all long - haul freight operators in the TREDA (shipping lines, railways, road freight companies), handling facilities(ports, railway marshalling yards) and supporting services(customs, insurance) to optimize throughput time. Other advanced services include teleservice centres and e - mail.

The UNDP TRADP Office will also be working closely with UNIDO on financial studies of selected port expansion projects(Zarubino and Rajin) and railway projects(Hunchun), as well as

examining ways to finance and undertake feasibility studies of some telecommunications projects (especially optical fibre and VSAT networks) and a pre - feasibility study of the alternative routes for the proposed railway linking Mongolia and China.

Finally, in the field of environmental protection, support will be given to a submission for project development funds from the Global Environmental Facility (GEF). These will be used to finalize the joint Biodiversity/International Waters brief, hold additional consultations and workshops, and gather any additional baseline data that is needed.

It is obvious that the UNDP TRADP Office has a heavy schedule over the forthcoming months. However, these activities are essential to lay the groundwork for the member governments to take more of the initiative in Phase 2 of the TRADP. With the signing, and subsequent

ratification, of the international legal agreements and MOU, they will not only assume responsibility for the Programme itself, including its institutions and its financing, but will be directly faced with the realities of 'cooperation'. Of course, UNDP will still be involved - probably for the duration of Phase 2 - playing a facilitating role, providing the CEO of the Secretariat and funding certain key activities.

NOTES

- 1 The delegations at the 5th PMC Meeting decided that there should be an amalgamated Secretariat serving both the Consultative Commission and the Coordination Committee
- 2 This subject is covered more fully in the UNIDO Report *Promotion of Industry in the Tumen River Economic Development Area (TREDA): Industry Sector Profile, Development Opportunities and Constraints* (DP / ID / SER. D / 15, 10 June 1994).

「図們江地域開発計画」の新しい方向

(邦文要旨)

UNDP図們江地域開発計画

プログラム・マネージャー

吉林大学 客員教授

マイケル・アンダーダウン

1995年5月29日～6月2日、北京において、第5回図們江開発計画委員会（以下、PMC）が開催された。そこでは、「図們江地域開発調整委員会」（以下、調整委員会）、「図們江経済開発地域および北東アジアの開発のための諮問委員会」（以下、諮問委員会）の2つの組織を設立する協定および環境問題に関する覚書の3つの合意文書についての仮調印がなされ、また、今回初めて将来に向けての活動の優先順位が設定された。これにより、「図們江地域開発計画」（以下、TRADP）は、新たな進路に向けての第一歩を踏み出したことになる。

1994年10月末までのTRADPの“フェーズI”においては、メンバー国間の協調のための法的・組織的なフレーム・ワーク作りおよびインフラ、通信、水資源、森林資源、観光などについての総合的な調査の実施に重点が置かれた。これらの活動をサポートするため、コンサルタントやTRADPメンバー国の代表などからなるワーキング・グル

ープの会合が数多く開かれた。調査結果については、カナダのコンサルティング会社であるCPCS社が取りまとめており、国連開発計画（以下、UNDP）・ニューヨークのアジア・太平洋地域局から通信回線を通じて入手可能である。

1995年5月30日の3つの合意文書の仮調印により、TRADPのための法的・組織的なフレーム・ワーク作りに関するUNDPの関与は、ほぼ終了したことになる。もちろん、組織的な取り決めなど、さらに詰めるべき点は多いが、これらは、基本的にはメンバー国の責務になる。特に決定の必要があるのは、①調整委員会、諮問委員会の事務局の設置場所^{注1)}、②これら2つの委員会の活動の財源、スタッフ、業務の進め方、③2つの委員会の各自の役割、④2つの委員会の関係、さらにより一般的には⑤TRADPの活動のための財源、などである。

(注1) 第5回PMCにおいては、一つの事務局が調整委員会と諮問委員会の両方の事務を行うべきことが決定された。

調整委員会が、主として協議・調整・アドバイスなどをを行うのに対し、諮問委員会は、活動を促進する役割を担う。これらの役割の違いは、各々の合意書に規定されているが、要約すると下表の通りである。

但し、関係国間では、既にこうした2つの委員会の役割を見直そうとする気運もみられており、今後、両委員会の関係が変化する可能性もある。さらに、メンバー国は、①合意文書の批准までの期間に関するより詳細な取り決め、②第5回PMCにおいて提起された両委員会の間の仲介機関の必要性の問題、③暫定的に「プログラム運営小委員会」、「図們江経済開発地域管理グループ」と呼ぶことになった両委員会の下部組織としてのワーキング・グループのあり方、等について検討する必要がある。

1994年11月にUNDPがTRADPのオフィスを北京に移して以降、プログラムは、“フェーズI”から“フェーズII”への「移行期」となっており、この期間の前半には、TRADPオフィスの活動の多くは、3つの合意文書の仮調印に向けての各国間の調整のための「往復外交」に向かられた。またこの他にも、①延辺朝鮮族自治州（中国・吉林省）、羅津・先鋒自由経済貿易地帯（朝鮮民主主義人民共和国）、ハサン地区（ロシア・沿海州）への訪問、②メンバー各国の代表団や各地域の代表団との協議、③フィンランド政府との協議およびメンバー国やオブザーバー国の大蔵省スタッフとの定期的な連絡、④関係者との数多くの会合、等が行われた。

合意文書への最終調印が行われる時点（多分、1995年9月下旬から10月頃）までの間が「移行期」となるが、この期間については、以下の3つの活動が主となる。

- (1) 投資促進活動
- (2) 人・物の自由な出入りを阻害している規則、規制や手

続きの改善を図ること

(3) 銀行の貸出対象となるようなプロジェクト案件の認定およびそのフィージビリティ・スタディ

こうした活動は、メンバー国と政府との協議を行い、その支援を受けつつ、第5回PMCにおいて策定された活動の優先順位に従って行われることになる。

TRADPの活動の中心は明らかにシフトしており、実際的な活動を優先する方向にある。さらにもう一つの変化は、具体的な活動に集中することについての合意を反映して、地方自治体との協力が増加していることである。

移行期の残りの期間のアクション・プランが、第5回PMCで合意された優先順位に従って策定された。この期間のTRADPオフィスの職務は、要約すると、以下の通りである。

- (1) 投資促進活動
- (2) 「図們江信託基金」の設立
- (3) 投資への認可手続きの合理化
- (4) 「投資ガイド」の作成
- (5) 貿易の促進
- (6) 交通路の改善
- (7) 通信の改善
- (8) フィージビリティ・スタディ
- (9) 環境保護

図們江経済開発地域への投資を促進するための多くの活動が、「国連工業開発機関」（以下、UNIDO）との共同事業として行われる予定である。

1995年8月に「投資・貿易促進およびサービスのための図們江経済開発地域ビジネス・サービス・センター」を設立するためのトレーニング・ワークショップが中国・吉林省の龍井で開催される。これは、TRADPオフィスが、吉

(表) 調整委員会と諮問委員会の役割

調整委員会	諮問委員会
社会・法律・環境・経済面の問題についての協議	北東アジアと図們江経済開発地域の経済開発のサポートを促進
メンバー国との主権に関連する問題についての調整	北東アジアと図們江経済開発地域における協議、相互理解、共通の利益などの促進
図們江経済開発地域の経済開発のための調整	北東アジアと図們江経済開発地域における経済・環境・技術に関する協力の推進
図們江経済開発地域の経済開発のための助言	共通の利益および協力や持続的開発の機会の確認
メンバー国によって設立された図們江経済開発地域の開発活動を行う他の政府間機関との調整	北東アジアと図們江経済開発地域における投資の促進
上記の政府間機関への助言	—

林省団們江地区開発弁公室と共同で開催するもので、国際貿易センター（ITC）の専門職員およびシャノン開発会社（アイルランド）の専門家が指導を行う。

1995年10月には、UNIDO投資フォーラム(INVESMART)が中国・吉林省の延吉・琿春で行われる。ここでは、116件のインフラ、製造業の投資案件が投資家に対して紹介される。この投資フォーラムの準備活動として、吉林省の投資促進ミッションが香港へ、また延辺朝鮮族自治州の同ミッションが日本、韓国、香港、シンガポールを回って、企業家へ参加を呼びかけた。

UNDP・TRADPオフィスは、最近北京で行われた琿春辺境経済合作区の投資プロモーションを支援したほか、9月に北京で開催される朝鮮民主主義人民共和国の「羅津・先鋒投資促進セミナー」にも関与する予定である。

今年後半、プログラム・マネージャーは、TRADPメンバー国との投資・貿易について、極東、欧州の国々の担当部局の局長クラスとの協議の場を設ける予定である。同時に、欧州の主要な都市での投資セミナーも計画している。この計画は、まだ初期の段階にあるが、フィンランドから拠出される資金により、団們江経済開発地域の各地域から1名ずつが参加する予定である。

TRADPオフィスでは、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、欧州復興開発銀行(EBRD)とも話し合いを行っており、これらの地域開発銀行とのさらに詳細な協議も計画されている。また、ミッションを派遣して、北欧諸国、TRADPに対するサポートについて、北欧開発銀行のほか、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの政府と協議を行う予定である。

第5回PMCでの合意に基づき、「団們江信託基金」が設立される予定である。この基金は、この地域に興味を有する国や機関がTRADPに対して、財政的な貢献を行うためのチャンネルを作るとともに、必要な資金量を確保することによって、①メンバー国政府にとって優先順位の高い活動の計画を実施に移すこと、②効率的な推進・サポートを行う組織的な対応能力をつけること、等を可能にすることを目的とするものである。「団們江信託基金」は、インフラ・プロジェクトのファイナンスを目的とするものではなく、むしろ継続的な経済的・社会的な開発に対するソフト面の支援を提供するためのものである。

「団們江経済開発地域投資ガイド」は、既にドラフトができており、各国のコメント待ちの状態である。UNDPとUNIDOとの合意に基づき、UNIDOが出版を行う予定である。この投資ガイドは、海外の投資家を対象にした専門書であり、内容としては、TRADPの背景説明、団們江経済開発地域の紹介、海外からの入国ルート、経済特区の解説、資源、土地、市場としての価値、優遇措置やその他の投資環境、労働力と労働コスト、交通、主な投資機会、契約面の詳細などが含まれている。投資ガイドは、完成次第（9月下旬～10月頃の予定）、国際的な投資家や主要な外国企業に送付されるほか、団們江経済開発地域の各国に配布用に分配される。

団們江経済開発地域における貿易、貨物通過の阻害要因が、既に数多く指摘されている^(注2)。主なものは、以下の通りである。

- 国境での出入国管理能力の不足と混雑の発生
- 陸運・海運サービスの不足あるいは不在
- ビジネスマント観光客に対するビザの発給問題
- 銀行機能の不十分さ
- 貿易に対する公的なサポート・促進機関や海外投資援助機関の不在
- 海外からの投資に対するルールの不適切さや曖昧さ
- 企業間の産業統合・ネットワーク化の不足
- 詳しい需要・供給についての情報が入手不可能なこと

(注2) これらについては、UNIDOのレポート「団們江経済開発地域における産業の育成；各産業の概要、成長の可能性と制約要因」(1994年6月)に詳しく述べられている。

上述の通り、TRADPの移行期の後半から“フェーズⅡ”においては、団們江経済開発地域における人・物の自由な出入りを妨げている規則、規制、手続きの改善を図ることに高い優先順位が置かれる。UNIDO、国連貿易開発会議(UNCTAD)、ITCとの協議に基づいて、貿易促進のためのアクション・プランが策定されており、その中にこうした面の問題点が述べられている。

UNDPでは、上述したトレーニング、ワークショップにより始まる「団們江経済開発地域ビジネス・サービス・センター」の設立に対して、特別な支援を行う予定である。同センターでは、現地企業および海外企業に対して、貿易

に関する広範なサービスと投資に関する事前・事後のサービスを提供することになる。同センターはまた、図們江経済開発地域におけるビジネス・チャンスについての情報の発信についても重要な役割を果たすであろう。さらに、同センターは、国際的な貿易・投資の情報ネットワークとの接続を行うことになる。

UNCTADは、輸出入および貨物通過手続についての詳細な調査、特に国際標準への準拠、および貿易書類の簡素化・共通化、税関、出入国管理の合理化などに焦点をあてた調査を実施する。この調査結果は9月半ばに予定されている図們江経済開発地域の3カ国政府の関連部署（税関、出入国管理、軍など）による会議において検討され、改善の勧告を行う予定である。

図們江経済開発地域および北東アジアにおける貿易を促進するための他の活動は以下の通りである。

- (a) 成長の潜在性が高いが、現在までその潜在力が發揮されていない業種の特定
- (b) これらの製品の需要・供給についての調査
- (c) 特定の業種の売り手一買い手間の会合のセットアップ
- (d) 非効率なバーター貿易を段階的に廃止し、契約と銀行決済による取引へと移行させる手段の導入

図們江経済開発地域における貿易の促進・サポート機関が提供しているサービスの質を高めるため、これらの機関に対する訓練を行う予定である。また、こうした機関間のネットワーク化を積極的に進める。同時に、図們江経済開発地域においての商工会議所あるいは産業別の業界団体の設立についても推進する。これらの組織は、この地域における貿易・投資の促進、広報、内外へのミッション団の組織などに重要な役割を果たすことが期待される。

1995年10月6日～8日に中国・吉林省・長春で交通路に関する会議が開催される予定である。この会議は、UNDPと吉林省図們江地区開発弁公室の共催によるもので、この地域全体にわたる交通サービス（航空路、航路、道路、鉄道）について検討する。この会議には、公的・民間セクターの各産業の代表者や担当部署の政府職員が出席の予定であり、交通サービスの拡大や協力のための具体的な勧告を行うことになる。

TRADP通信ワーキング・グループは、既に通信に関するアクション・プランを作成している。このプランは、インフラの整備や基本サービスについて焦点をあてているのみならず、企業内の衛星通信ネットワークや規制の問題が絡むより高度なサービスについても検討している。

ワーキング・グループの提案したインフラ整備と基本サービスには、既存の光ファイバー・ネットワークの延長、地域内ネットワーク、移動無線システム、衛星通信ネットワークなどを含む。検討中のより高度なサービスのひとつとしては、図們江経済開発地域における長距離貨物輸送業者（船会社、鉄道、トラック業者）、貨物取扱施設（港湾、鉄道の操車場）、サポートサービス（税関、保険会社）などが処理時間を最適化できるようにするために、こうした関係者間のデータを取り扱う「統合運輸サポートシステム」がある。また、この他の高度なサービスとしては、テレサービス・センター、電子メールなどがある。

UNDP・TRADPオフィスは、港湾の拡張計画（ザルビノ港、羅津港）や鉄道プロジェクト（琿春～ザルビノ線）についてUNIDOと密接に協力しているほか、通信プロジェクト（特に光ファイバーや衛星通信ネットワーク）のフィージビリティ・スタディやモンゴルと中国との鉄道のリンクの代替ルートについてのプレ・フィージビリティ・スタディの実施方法、およびこれらの資金調達手段についての検討についても協調体制をとっている。

最後に、環境保護については、グローバル環境基金（GEF）からプロジェクト開発資金の提供が行われる予定である。この資金は、生物の多様性や国際的な海域についての調査の完成、専門家による追加的なコンサルテーションやワークショップの実施、必要な追加的基礎データの収集などに用いられる予定である。

このように、UNDP・TRADPオフィスのスケジュールは、今後数ヶ月かなり多忙なものとなっている。しかし、これらの活動は、メンバー国政府がTRADPの“フェーズII”を立ち上げるための地ならしとして不可欠なものである。3つの合意文書の調印および批准により、関係国は、組織運営や資金調達を含む図們江地域開発計画に関する責任を引き受けるとともに、「共同作業」の現実に直面することになる。勿論UNDPは、多分“フェーズII”的期間までは、各団間の協調を促進し、事務局のトップを務め、重要な活動に対する資金提供を行うなどのかたちで関与することになる。

Three Agreements for The Tumen River Area Development Programme

The five countries of Northeast Asia initiated the following three agreements governing future cooperation in the development of the Tumen River Area at the 5th Programme Management Committee in Beijing on May 30. These Agreements are planned to be signed at the vice-ministerial level in September-October.

AGREEMENT ON THE ESTABLISHMENT OF THE TUMEN RIVER AREA DEVELOPMENT COORDINATION COMMITTEE

The Governments of the Democratic People's Republic of Korea, the People's Republic of China and the Russian Federation(hereinafter referred to as the "Contracting Parties"), desiring to promote and strengthen cooperation and improve coordination of development activities and trade in the Tumen River Economic Development Area have agreed as follows:

ARTICLE 1 UNDERLYING PRINCIPLES

1.1 The Contracting Parties reaffirm that their cooperation in the Tumen River Economic Development Area is based on the common interests of their governments to increase mutual benefits, to strengthen economic and technical cooperation and to attain greater growth and sustainable development for the peoples and countries in the Tumen River Economic Development Area.

1.2 The Contracting Parties shall implement this Agreement on the basis of the principles of international laws governing relations between states, notably mutual respect of the sovereignty and independence of all states, equality, mutual benefit and good neighbourliness.

1.3 The Contracting Parties shall work to ensure that the Tumen River Economic Development Area is attractive for international investment, trade and business.

ARTICLE 2 THE TUMEN RIVER AREA DEVELOPMENT COORDINATION COMMITTEE

2.1 The Contracting Parties shall establish a Tumen River Area Development Coordination Committee hereinafter referred to as the "Committee."

2.2 The Committee shall consult about, and provide coordination for social, legal, environmental and economic issues raised by any Contracting Party related to its sovereign rights.

2.3 The Committee shall be composed of a Government official at the Vice Ministerial level or at such other level as is determined by consensus, and three other officials from each Contracting Party.

2.4 The Committee shall provide coordination for and advice on economic development in the Tumen River Economic Development Area especially as it relates to trade and investment facilitation. The Committee shall further provide coordination for or advice to any other intergovernmental entities

or organisations established by the Contracting Parties to engage in developmental activities in the Tumen River Economic Development Area.

2.5 The Committee may establish subordinate entities to facilitate its work.

2.6 The Committee shall meet twice a year in regular sessions. If necessary, special sessions may be convened by the Chairman at the request of a Contracting Party.

2.7 The Chairman of the Committee shall serve for one year by rotation among the Contracting Parties in alphabetical order in the English language. The venue of meetings shall be decided by consensus of the Contracting Parties.

2.8 The decisions of the Committee shall be made by consensus of the Contracting Parties.

2.9 The Secretariat of the Committee may coordinate its functions and activities with the Secretariat of the Consultative Commission for the Development of the Tumen River Economic Development Area and Northeast Asia to the extent the Committee believes such coordination will reduce expense and more effectively carry out its mission.

2.10 The working language of the Committee shall be English.

ARTICLE 3 OTHER PROVISIONS

3.1 For purposes of this Agreement, the Tumen River Economic Development Area shall mean that area in Northeast Asia within the territorial borders of the Democratic People's Republic of Korea, the People's Republic of China and the Russian Federation as described in Appendix 1 hereto, in each case as may be modified from time to time by such Contracting Party in its sole discretion upon notice to the other Contracting Parties.

3.2 This Agreement shall be subject to the legal procedures of each Contracting Party's

domestic law and shall enter into force on the date of the deposit of the last instrument of such procedure by a Contracting Party with the Secretary General of the United Nations.

3.3 This Agreement shall be valid for a period of ten years from the date of its entry into force and be renewed for successive periods of ten years, unless agreed otherwise by the Contracting Parties.

3.4 Any Contracting Party may propose an amendment to this Agreement. Amendment proposals shall be submitted to the Chairman of the Committee who shall transmit them to the Contracting Parties within thirty(30) days after receipt, and such proposals shall be considered at the earliest feasible regular session of the Committee. Adoption of an amendment shall be by consensus of the Contracting Parties.

3.5 Any Contracting Party may withdraw from this Agreement by giving a written notice of withdrawal to the other Contracting Parties six(6) months in advance. At the end of such period, the withdrawal of such Contracting Party shall become effective.

This Agreement, done in the English language on 30 May 1995, in Beijing, shall be deposited with the Secretary General of the United Nations, who shall transmit a certified copy to each Contracting Party and shall register this Agreement with the Secretariat of the United Nations.

For the Government of the
Democratic People's Republic
of Korea

Signature:

For the Government of the
People's Republic of China

Signature:

For the Government of the
Russian Federation

Signature:

APPENDIX 1

**DELINeATION OF THE TUMEN RIVER
ECONOMIC
DEVELOPMENT AREA**

The Tumen River Economic Development Area basically consists of that terrain located within conceptual boundary lines drawn from Chongjin in the Democratic People's Republic of Korea, through Yanji in the People's Republic of China, to Nakhodka in the Russian Federation.

Turnen River Economic Development Area specifically incorporates Rajin - Sonbong Free Economic and Trade Zone in the Democratic People's Republic of Korea; the Yanbian Korean Autonomous Prefecture in the People's Republic of China, which includes the Special Economic Zones of Yanji and Hunchun; and Vladivostok and the Free Economic Zone of Nakhodka, including Vostochny, and Primorsky Krai towns and ports south of those cities, in the Russian Federation.

**AGREEMENT ON THE ESTABLISHMENT OF THE
CONSULTATIVE COMMISSION FOR THE
DEVELOPMENT OF THE TUMEN RIVER
ECONOMIC DEVELOPMENT AREA AND
NORTHEAST ASIA**

The Governments of the Democratic People's Republic of Korea, the People's Republic of China, the Republic of Korea, Mongolia and the Russian Federation (hereinafter referred to as the "Contracting Parties"), desiring to promote and strengthen cooperation in Northeast Asia and the Tumen River Economic Development Area in particular have agreed as follows:

**ARTICLE 1
UNDERLYING PRINCIPLES**

1.1 The Contracting Parties reaffirm that their cooperation with respect to Northeast Asia and in particular the Tumen River Economic Development Area, is based on the common interests of their Governments to increase mutual benefits, to strengthen economic and technical cooperation, and to attain greater growth and sustainable development for the peoples and countries in Northeast Asia and the Tumen River Economic Development Area in particular.

1.2 The Contracting Parties shall implement this Agreement on the basis of the principles of international laws governing relations between states, notably mutual respect of the sovereignty and independence of all states, equality, mutual benefit and good neighbourliness.

1.3 The Contracting Parties shall work to ensure that Northeast Asia and the Tumen

River Economic Development Area in particular be attractive for international investment, trade and business.

**ARTICLE 2
COMMISSION FOR THE DEVELOPMENT
OF THE TUMEN RIVER
ECONOMIC DEVELOPMENT AREA AND
NORTHEAST ASIA**

2.1 The Contracting Parties shall establish a Commission for the development of the Tumen River Economic Development Area and Northeast Asia, hereinafter referred to as the "Commission."

2.2 The Commission shall be composed of a Government official at the Vice Ministerial level and three other officials from each Contracting Party.

2.3 The Commission shall foster support for the development of Northeast Asia and the Tumen River Economic Development Area in

particular, and promote consultation, mutual understanding and benefit, and economic, environmental and technical cooperation, among the peoples and countries of Northeast Asia and the Tumen River Economic Development Area in particular.

2.4 The Commission shall identify common interests and opportunities for cooperation and sustainable development among the Contracting Parties, and promote investment in the Contracting Parties, and promote investment in Northeast Asia and the Tumen River Economic Development Area in particular, with respect to, *inter alia*, transportation, telecommunications, trade, industry, electric power, environment, finance and banking.

2.5 The Commission may establish subordinate entities to facilitate its work.

2.6 The Commission shall meet twice a year in regular sessions for the first two years of its existence, and thereafter shall meet as determined by consensus of the Commission, but no less often than once a year. Extraordinary sessions may be convened by the Chairman at the request of a Contracting Party provided that such a request is supported by two other Contracting Parties.

2.7 The Chairman of the Commission shall serve for one year by rotation among the Contracting Parties in alphabetical order in the English language. The venue of meetings shall be decided by consensus of the Commission.

2.8 The decisions of the Commission shall be made by consensus of the Commission.

2.9 The Commission shall have a Secretariat composed of experts of the Contracting Parties and may engage international experts to serve on the staff of the Secretariat or as consultants. If requested by the Commission, the United Nations Development Programme and other international organisations may provide support to the Secretariat. The Secretariat of the Commission shall develop and supervise the work programme of the Tumen River Area

Development Programme and successor programmes within the purview of the Commission.

2.10 The Contracting Parties, acting through the Commission by consensus, may invite other interested governments in Northeast Asia to become members of the Commission.

2.11 Interested governments, international organisations and international financial institutions may become observers to the Commission if invited by the Contracting Parties, acting through the Commission by consensus. Observers shall have no right to participate in the decisions of the Commission.

2.12 The working language of the Commission shall be English.

ARTICLE 3 OTHER PROVISIONS

3.1 For purposes of this Agreement, the Tumen River Economic Development Area shall mean that area within the territorial borders of the Democratic People's Republic of Korea, the People's Republic of China and the Russian Federation as described in Appendix 1 hereto, in each case as modified from time to time by such Contracting Party upon consultation with and notice to the other Contracting Parties.

For purposes of this Agreement, Northeast Asia shall mean the Tumen River Economic Development Area(as delineated in Appendix 1) and other territories of the Contracting Parties in which projects and programmes of mutual interest to the Contracting Parties will be conducted.

3.2 This Agreement shall be subject to the legal procedures of each Contracting Party's domestic law and shall enter into force on the date of deposit of the last instrument of such procedure by a Contracting Party with the Secretary General of the United Nations.

3.3 This Agreement shall be valid for a period of ten years from the date of its entry into force and be renewed for successive

periods of ten years, unless agreed otherwise by the parties six months in advance before the expiration of each period.

3.4 Any Contracting Party may propose an amendment to this Agreement. Amendment proposals shall be submitted to the Chairman of the Commission who shall transmit them to the Contracting Parties within thirty(30) days after receipt, and such proposals shall be considered at the earliest feasible regular session of the Commission. Adoption of an amendment shall be by consensus of the Contracting Parties.

3.5 Any Contracting Party may withdraw from this Agreement by giving a written notice of withdrawal to the other Contracting Parties six(6)months in advance. At the end of such period, the withdrawal of such Contracting Party shall become effective.

3.6 If any dispute arises between two or more Contracting Parties concerning the interpretation or application of this Agreement, they shall consult among themselves with a view to having the dispute resolved by negotiation or other peaceful means of their own choice in accordance with the United Nations Charter.

3.7 This Agreement shall be interpreted and applied in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the agreement in their context and in the light of its object and purposes.

This Agreement, done in the English language on 30 May 1995 in Beijing, shall be deposited with the Secretary General of the United Nations, who shall transmit a certified copy to each Contracting Party and shall register the

Agreement with the Secretariat of the United Nations.

For the Government of the Democratic People's Republic of Korea

Signature:

For the Government of the People's Republic of China

Signature:

For the Government of the Republic of Korea

Signature:

For the Government of Mongolia

Signature:

For the Government of the Russian Federation

Signature:

APPENDIX 1 DELINEATION OF THE TUMEN RIVER ECONOMIC DEVELOPMENT AREA

The Tumen River Economic Development Area basically consists of that terrain located within conceptual boundary lines drawn from Chongjin in the Democratic People's Republic of Korea, through Yanji in the People's Republic of China, to Nakhodka in the Russian Federation.

The Tumen River Economic Development Area specifically incorporates Rajin - Sonbong Free Economic and Trade Zone in the Democratic People's Republic of Korea, the Yanbian Korean Autonomous Prefecture in the People's Republic of China, which includes the Special Economic Zones of Yanji and Hunchun, and Vladivostok and the Free Economic Zone of Nakhodka, including Vostochny, and Primorsky Krai towns and ports south of those cities, in the Russian Federation.

***MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON
ENVIRONMENTAL PRINCIPLES
GOVERNING THE TUMEN RIVER ECONOMIC
DEVELOPMENT AREA
AND NORTHEAST ASIA***

The Governments of the Democratic People's Republic of Korea, Mongolia, the People's Republic of China, the Republic of Korea and the Russian Federation, hereinafter referred to as the "Contracting Parties" have agreed as follows:

OBJECTIVES

The Contracting Parties affirm that an overall goal is to attain environmentally sound and sustainable development of Northeast Asia and the Tumen River Economic Development Area in particular(hereinafter "the Region")in accordance with:

- (a) the obligations undertaken by such Contracting Parties in the Agreement on the Establishment of the Consultative Commission for the Development of the Tumen River Economic Development Area and Northeast Asia;
- (b) the international consensus reached at the United Nations Conference on Environment and Development;
- (c) the requirements of national laws and regulations and of bilateral and multilateral environmental agreements; and
- (d) the environmental requirements of the multilateral development banks of which the Contracting Parties are members.

For purposes of this Memorandum of Understanding, the Tumen River Economic Development Area shall mean that area(as delineated in Appendix 1) within the Democratic People's Republic of Korea, the People's Republic of China and the Russian Federation, in each case as modified from time to time by such Contracting Party upon consultation with and notice to the other

Contracting Parties.

For purposes of this Memorandum of Understanding, Northeast Asia means the Tumen River Economic Development Area(as delineated in Appendix 1)and other territories of the Contracting Parties in which projects and programmes of mutual interest to the Contracting Parties will be conducted.

The Contracting Parties affirm their intention to cooperate and coordinate with each other to protect and enhance the environment of the Region and to conduct all development activities in the Region in a manner that does not damage the environment of any Contracting Party, of any other state or of areas beyond the limits of national jurisdiction.

The Contracting Parties will implement this Memorandum of Understanding on the basis of the principles of international laws governing relations between states, notably mutual respect of the sovereignty and independence of all states, equality, mutual benefit and good neighbourliness.

**ENVIRONMENTAL ASSESSMENT,
MITIGATION AND
MANAGEMENT**

1.1 The contracting Parties agree to undertake national, coordinated and joint efforts to collect, collate, share, make compatible and analyse pertinent environmental baseline and other data on the Region and to identify and fill in data gaps.

1.2 The Contracting Parties will conduct jointly (and periodically update) a regional environmental assessment ("EA") evaluating the local, national, regional and global environmental implications of contemplated development plans for the Region as a whole, and will prepare jointly a regional environmental mitigation and management plan ("EMMP") for preventing and mitigating harm to, and promoting enhancement of, the environment, based on the results of the regional EA and other relevant data.

1.3 The Contracting Parties will prepare and adopt appropriate national laws, regulations, bilateral and multilateral environmental agreements and/or policies, including regional, sub-regional and national institutional arrangements in case these laws, regulations, agreements or policies are required to attain environmentally sound and sustainable development of the Region.

1.4 The regional EMMP will include appropriate measures, including but not limited to land use management planning, and a schedule for their implementation for:

- protecting land resources, particularly wetlands, fragile coastal areas, forests and sensitive ecosystems;
- preservation of biodiversity, including threatened or endangered species and their habitats;
- establishing nature preserves, parks and conservation areas;
- protection and improvement of air and water quality;
- protection of the marine environment and marine living resources;
- sound disposal, management, treatment and movement of hazardous and solid wastes;
- contingency planning and release prevention;

- sanitation;
- toxic substances use/transport;
- efficient generation/use of energy; and
- monitoring of pollution and environmental conditions.

1.5 The Contracting Parties will conduct (or cause to be conducted) a project-specific EA and prepare (or cause to be prepared) a project-specific EMMP with respect to any proposal for a development project in the Region with potentially significant environmental impacts. The preparation of such project-specific EAs and EMMPs will be led by the Contracting Parties on whose territories the project is located and will include participation by experts from other affected Contracting Parties.

1.6 The Contracting Parties further agree to coordinate and cooperate with each other to ensure that the results of the regional and project-specific EAs are taken into account in development planning activities for the Region, and to implement the regional and project-specific EMMPs.

1.7 All EAs and EMMPs will be conducted in accordance with internationally accepted procedures and guidelines.

OTHER ENVIRONMENTAL RESPONSIBILITIES OF CONTRACTING PARTIES

2.1 The Contracting Parties will strive, both individually and in cooperation with each other, to meet the objectives of international environmental agreements and norms with respect to their activities in the Region.

2.2 The Contracting Parties will coordinate with each other regarding implementation of their respective national environmental laws with respect to their activities in the Region and will consider proposals for progressive harmonisation of such laws.

2.3 The Contracting Parties will cooperate with each other to strengthen capacity-building for sustainable development through exchanges of scientific and technical knowledge, technology transfer, sharing of environmental management and legal and regulatory expertise and experience, and other appropriate means.

2.4 The Contracting Parties will consult with, give access to information to, and provide opportunities for involvement by affected citizens and interested NGOs at appropriate stages of the development and environmental planning processes for the Region.

2.5 The Contracting Parties will provide or seek necessary funding for preparation of EAs and EMMPs and to carry out their other environmental responsibilities under this Memorandum of Understanding.

OTHER PROVISIONS

3.1 The Contracting Parties will agree upon institutional arrangements to implement this Memorandum of Understanding. Such institutional arrangements will be consistent with institutional arrangements specified in the Agreement on the Establishment of the Consultative Commission for the Development of the Tumen River Economic Development Area and Northeast Asia.

3.2 This Memorandum of Understanding shall be subject to the legal procedures of each Member State's domestic law and shall enter into force on the date of deposit of the last instrument of such procedure by a Contracting Party with the Secretary General of the United Nations.

3.3 The Contracting Parties, acting through consensus, may invite other interested governments in Northeast Asia to become Contracting Parties under this Memorandum of Understanding.

3.4 This Memorandum of Understanding will be valid for a period of ten(10)years from the date of its entry into force and be renewed for

successive periods of ten years, unless agreed otherwise by the Contracting Parties.

3.5 Any Contracting Party may withdraw from this Memorandum of Understanding by giving a written notice of withdrawal to the other Contracting Parties six(6) months in advance. At the end of such period, the withdrawal of such Contracting party shall become effective.

This Memorandum of Understanding, done in the English Language on 30 May 1995, in Beijing, will be deposited with the Secretary General of the United Nations, who will transmit a certified copy to each Contracting Party and will register this Memorandum of Understanding with the Secretariat of the United Nations.

For the Government of the
Democratic People's Republic
of Korea

Signature:

For the Government of Mongolia

Signature:

For the Government of the
People's Republic of China

Signature:

For the Government of the
Republic of Korea

Signature:

For the Government of the
Russian Federation

Signature:

APPENDIX 1

DELINeATION OF THE TUMEN RIVER ECONOMIC DEVELOPMENT AREA

The Tumen River Economic Development Area basically consists of that terrain located within conceptual boundary lines drawn from Chongjin in the Democratic People's Republic of Korea, through Yanji in the People's Republic of China, to Nakhodka in the Russian Federation.

The Tumen River Economic Development Area specifically incorporates Rajin - Sonbong Free

Economic and Trade Zone in the Democratic People's Republic of Korea, the Yanbian Korean Autonomous Prefecture in the People's Republic of China, which includes the Special Economic Zones of Yanji and Hunchun, and

Vladivostok and the Free Economic Zone of Nakhodka, including Vostochny, and Primorsky Krai towns and ports south of those cities, in the Russian Federation.

資料

「第5回図們江開発計画管理委員会」における3つの合意文書

5月30日、図們江開発計画の関係国は、以下の3つの合意文書について、北京において仮調印を行った。これらについては、本年9～10月頃に最終調印が行われる見込みである（邦訳 ERINA）。

1. 図們江地域開発調整委員会の設立に関する合意書
2. 図們江経済開発地域および北東アジアの開発のための諮問委員会の設立に関する合意書
3. 図們江経済開発地域および北東アジアの開発における環境問題に関する覚書

図們江地域開発調整委員会の設立に関する合意書

朝鮮民主主義人民共和国、中国、ロシアの3カ国の政府（以下、当事国）は、図們江経済開発地域における開発活動および貿易に関する協力と協調の促進・強化を目指して、以下の内容につき合意した。

第1章 基本方針

1.1 当事国は、図們江経済開発地域における3カ国の協力が、相互の利益を増進し、経済的・技術的な協力を強化し、この地域の成長を高め、継続的な開発を進めるために、各 government の共通の利益に基づいて行われることを再確認する。

1.2 当事国は、この合意書を国家間の関係を規定し、特に各 government の主権、独立、平等、互恵、善隣を尊重する国際法の原則に基づいて履行するものとする。

1.3 当事国は、図們江経済開発地域が、国際的な投資、貿易、ビジネスにとって魅力ある地域となるよう努力するものとする。

第2章 図們江地域開発調整委員会

2.1 当事国は、「図們江地域開発調整委員会」（以下、調整委員会）を設置するものとする。

2.2 調整委員会は、主権に関し当事国から提起された社会、法律、環境、経済面の問題についての協議、調整を行うこととする。

2.3 調整委員会は、各 government の次官クラスまたは全会一致で認められた他のレベルの高官、および各 government からの各3名の委員によって構成されるものとする。

2.4 調整委員会は、図們江経済開発地域の経済開発、特に貿易・投資の促進に関しての調整および助言を行うものとする。また、調整委員会は、当事国によって設立され

た図們江経済開発地域での開発活動を行う政府間組織に対しても、調整・助言を行う。

2.5 調整委員会は、活動を円滑に行うため、下部組織を設けることとする。

2.6 調整委員会は、年2回の定期会合を開催するものとする。また、必要な場合には、当事国何れかの要請に基づき、議長が特別会合を召集することとする。

2.7 議長は、各国が1年交替で務めることとし、英語表記の国名アルファベット順とする。会合の開催地は、当事国の合意により決定することとする。

2.8 調整委員会における決定は、当事国の全会一致による。

2.9 調整委員会の事務局は、支出を節約し、活動を効率化すると考えられる範囲内において、「諮問委員会」の事務局と機能・活動の協力をを行うものとする。

2.10 調整委員会の使用言語は英語とする。

第3章 その他規定

3.1 この合意書において、図們江経済開発地域は、
付に示した北東アジア地域における朝鮮民主主義人民共和国、中国、ロシアの国境地域を指すものとするが、この

点に関し、当事国は個々のケースにおいて、独自の裁量により、他の当事国への通知を行ったうえで、変更することができるものとする。

3.2 この合意書は、当事国の国内法の批准手続きに従うものとし、こうした手続きを経た最終文書を各当事国から国連事務総長へ寄託した日をもって発効するものとする。

3.3 この合意書は、発効日から10年間有効とし、当事国によって他の合意がなされない限り、引き続きさらに10年間有効とする。

3.4 当事国は、この合意書への修正を提案できるものとする。修正提案は、議長に提出されることとし、議長は受領後30日以内に当事国に修正提案を送付し、次の定期会合において検討することとする。修正提案の採択は、当事国の全会一致による。

3.5 当事国は、6カ月前に他の当事国に対して脱退を書面で通知することにより、この合意から脱退ができるものとする。6カ月の事前通知期間の満了により、当事国の脱退は有効になるものとする。

1995年5月30日に北京において英語で合意されたこの合意書は、国連事務総長に寄託され、国連事務総長は、証明付きの写しを各当事国に送付するとともに、この合意書を国連事務局に登録するものとする。

図們江経済開発地域および北東アジアの開発のための 諮問委員会の設立に関する合意書

朝鮮民主主義人民共和国、中国、韓国、モンゴル、ロシアの5カ国の政府（以下、当事国）は、北東アジアおよび図們江経済開発地域における協力の強化を促進することを目指して、以下の内容につき合意した。

第1章 基本方針

1.1 当事国は、北東アジアおよび図們江経済開発地域における当事国の協力が、相互の利益を増進し、経済的・技術的な協力を強化し、この地域の成長を高め、継続的な開発を進めるために、各省政府の共通の利益に基づいて行われることを再確認する。

1.2 当事国は、この合意書を国家間の関係を規定し、特に各国の主権、独立、平等、互恵、善隣を尊重する国際法の原則に基づいて履行するものとする。

1.3 当事国は、北東アジアおよび図們江経済開発地域が、国際的な投資、貿易、ビジネスにとって魅力ある地域

となるよう努力するものとする。

第2章 図們江経済開発地域および北東アジアの開発のための諮問委員会

2.1 当事国は、「図們江経済開発地域および北東アジアの開発のための諮問委員会」(以下、諮問委員会)を設置するものとする。

2.2 諮問委員会は、各國政府の次官クラスおよび各当事国からの各3名の委員によって構成されるものとする。

2.3 諮問委員会は、北東アジアと図們江経済開発地域の開発のサポートを促進するとともに、この地域における協議、相互理解、経済・環境・技術に関する協力などを促進するものとする。

2.4 諮問委員会は、当事国間の共通の利益および協力や持続的開発の機会を確認するとともに、当事国への投資、特に図們江経済開発地域への投資、とりわけ交通、通信、貿易、工業、電力、環境、金融・銀行などに関する投資を促進するものとする。

2.5 諮問委員会は、活動を円滑に行うため、下部組織を設けることとする。

2.6 諮問委員会は、設立後2年間は年2回の定期会合を開催するものとし、その後は、諮問委員会の合意に基づいた頻度（但し、年1回以上）で会合を行うものとする。臨時会合については、ある当事国が開催を提案し、他の2カ国がこれを支持した場合には、議長が召集するものとする。

2.7 議長は、各国が1年交替で務めることとし、英語表記の国名アルファベット順とする。会合の開催地は、当事国の合意により決定することとする。

2.8 諮問委員会における決定は、当事国の全会一致による。

2.9 諮問委員会は、当事国の専門家により構成される事務局を設置することとし、事務局は、国際的な専門家をスタッフあるいはコンサルタントとして用いることとする。諮問委員会の要請があれば、UNDPや他の国際機関は

事務局をサポートすることとする。事務局は、諮問委員会の権限内で、図們江地域開発計画およびその承継プログラムの実施計画を作成し、また管理するものとする。

2.10 当事国は、諮問委員会の全会一致の同意を得て、北東アジアに興味を有する国の政府を諮問委員会のメンバーとして、勧誘することができる。

2.11 利害関係国、国際機関、国際金融機関は、諮問委員会の同意を得て、当事国に招待された場合には、オブザーバーとして諮問委員会に参加することができる。オブザーバーは、諮問委員会の採決に参加する権利を有しないものとする。

2.12 諮問委員会の使用言語は英語とする。

第3章 その他規定

3.1 この合意書において、図們江経済開発地域は、＜付＞に示した北東アジア地域における朝鮮民主主義人民共和国、中国、ロシアの国境地域を指すものとする。但し、当事国は、個々のケースにおいて、他の当事国への通知を行ったうえで、独自の裁量により、この点を変更できるものとする。

この合意書において、北東アジアとは、図們江経済開発地域（＜付＞で詳述）および当事国にとって共通の関心事項となるプロジェクトや開発計画が実施される当事国との領土を指すものとする。

3.2 この合意書は、当事国の国内法の批准手続きに従うものとし、こうした手続きを経た最終文書を各当事国から国連事務総長へ寄託した日をもって発効するものとする。

3.3 この合意書は、発効日から10年間有効とし、期間満了の6ヵ月前までに当事国によって別の合意がなされない限り、引き続きさらに10年間有効とする。

3.4 当事国は、この合意書への修正を提案できるものとする。修正提案は、議長に提出されることとし、議長は受領後30日以内に当事国に修正提案を送付し、次の定期会合において検討することとする。修正提案の採択は、当事国の全会一致による。

3.5 当事国は、6カ月前に他の当事国に対して脱退を書面で通知することにより、この合意から脱退することができるものとする。6カ月の事前通知期間の満了により、当事国の脱退は有効になるものとする。

3.6 この合意書の解釈や適用に関して、当事国間で論争が生じた場合には、論争は話し合いまたは他の平和的手段によって解决されるべきとの国連憲章に従った考えに基づき、当事国間で協議を行うものとする。

3.7 この合意書は、用語が用いられている文脈および目的の観点から持つ通常の意味に従って、翻訳され、誠実に適用されるものとする。

1995年5月30日に北京において英語で合意されたこの合意書は、国連事務総長に寄託され、国連事務総長は、証明付きの写しを各当事国に送付するとともに、この合意書を国連事務局に登録するものとする。

図們江経済開発地域および北東アジアの開発における 環境問題に関する覚書

朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル、中国、韓国、ロシアの5カ国政府（以下、当事国）は、以下の内容につき合意した。

（目 的）

当事国は、北東アジアおよび図們江経済開発地域（以下、当該地域）において、環境面からみて健全な開発が、以下の事項と調和して継続的に行われることが最終的な目的であることを確認する。

- (a) 「図們江経済開発地域および北東アジアの開発のための諮問委員会の設立に関する合意書」における当事国が担うべき責務
- (b) 「環境と開発に関する国連会議」において得られた国際的な合意

(c) 各国の法律・規制および二国間・多国間の環境協定における必要条件

(d) 当事国がメンバーとなっている国際開発銀行が要求している環境面の条件

この覚書において、図們江経済開発地域とは、朝鮮民主主義人民共和国、中国、ロシアにおける（付）で詳述する地域を指すものとするが、当事国は、他の当事国への協議および通知を行ったうえで、個々のケースにおいてこの点を変更できるものとする。

この覚書において、北東アジアとは、図們江経済開発地

域（付で詳述）および当事国にとって共通の関心事項となるプロジェクトや開発計画が実施される当事国との領土を指すものとする。

当事国は、当該地域の環境を保全・向上させ、またいかなる当事国および国境を越えた他の国・地域の環境にも損害を与えない方法で、全ての開発活動が行われるよう相互に協力・協調する意向を確認する。

当事国は、この覚書を、国家間の関係を規定し、特に、各の主権、独立、平等、互恵、善隣を尊重する国際法の原則に基づいて履行するものとする。

第1章 環境アセスメント、保全管理プラン

1.1 当事国は、当該地域の環境に関する基礎データの収集、整理、共有、互換性の確保、分析やデータの隔離の解消について、各国毎に、あるいは協力し、または共同で、努力することについて合意する。

1.2 当事国は、共同で「環境アセスメント調査」を実施し（定期的にアップデートする）、当該地域における開発計画が地方・国・地域全体の各レベルまたは世界的な環境に与える影響を評価することとする。また、環境アセスメント調査の結果や関連データに基づき、環境への悪影響を防止・最小限化し、環境の向上を図るために、共同で「地域環境保全管理プラン」を作成することとする。

1.3 当事国は、当該地域の環境面からみて健全で継続的な開発を進めるために必要な場合には、国内法、規則、二国間・多国間の環境協定、関係国との組織的な取り決めを含む政策対応などを行うこととする。

1.4 「地域環境保全管理プラン」は、土地利用計画などの適切な手段および以下の事項についての実施スケジュール等を含むものとする。

- 土地資源の保護、特に湿地帯、脆弱な沿岸地帯、森林、敏感な生態系。
- 絶滅や生息の危機に瀕している動植物を含む生物の多様性の保護。
- 自然保護地区、自然環境保全区域などの設置。
- 大気・水質の保全および改善。
- 海洋環境および海洋資源の保護。
- 有害・固形廃棄物の適切な処理、管理、取扱い、輸送。
- 不測の事態への対応計画および廃棄防止。
- 公衆衛生。
- 有害物質の利用および輸送。
- エネルギーの効率的な生産および利用。
- 汚染状況および環境の状況についてのモニタリング。

1.5 当事国は、環境に重大な影響を与える可能性のある当該地域内の開発プロジェクトについては、各プロジェクト毎に「環境アセスメント調査」および「環境保全管理プラン」の作成を実施することとする。こうしたアセスメントおよび保全管理プランの準備は、各プロジェクトが実施される国が中心となって、影響を受ける国の専門家を参加させて行うこととする。

1.6 当事国は、地域レベルおよびプロジェクト毎の「環境アセスメント調査」の結果が、当該地域の開発計画に反映され、地域レベルおよびプロジェクト毎の「環境保全管理プラン」に盛り込まれるよう相互に協力・協調することに同意する。

1.7 全ての「環境アセスメント調査」および「環境保全管理プラン」は、国際的に認められている方法およびガイドラインに従って行われるものとする。

第2章 当事国の環境に関するその他の責務

2.1 当事国は、当該地域における各国の活動が、環境

に関する国際的な協定や規範に合致するように、各國毎にあるいは相互に協力して努力することとする。

2.2 当事国は、当該地域における活動に関する各國の環境法の施行について、相互に協調し、また各國の環境法がさらに調和するよう努力するものとする。

2.3 当事国は、科学的・技術的な知識の交換、技術の移転、管理・法律・規制に関する専門知識の共有、その他の手段を通じて、継続的な開発に対する対応能力の強化のために相互に協調することとする。

2.4 当事国は、当該地域における開発計画や環境保全計画の適切な段階において、影響を受ける住民や非政府間組織（NGO）に対して、協議や情報提供、参加の機会の提供を行うこととする。

2.5 当事国は、「環境アセスメント調査」および「環境保全管理プラン」の実施やこの覚書における環境に関する他の責務を果たすために、必要な資金を提供し、または資金源を探索するものとする。

第3章 その他規定

3.1 当事国は、この覚書を実施するための組織的取り決めについて合意する。この組織的取り決めは、「団們江経済開発地域および北東アジアの開発のための諮問委員会」の設立についての取り決めと整合性をもったものとする。

3.2 この合意書は、当事国の国内法の批准手続きに従うものとし、こうした手続きを経た最終文書を各当事国から国連事務総長へ寄託した日をもって発効するものとする。

3.3 当事国は、他の当事国の同意を得て、北東アジアに興味を有する国の政府に対して、この覚書への参加を勧誘することができる。

3.4 この覚書は、発効日から10年間有効とし、当事国によって他の合意がなされない限り、引き続きさらに10年間有効とする。

3.5 当事国は、6カ月前に他の当事国に対して脱退を

書面で通知することにより、この覚書から脱退することができるものとする。6カ月の事前通知期間の満了により、当事国の脱退は有効になるものとする。

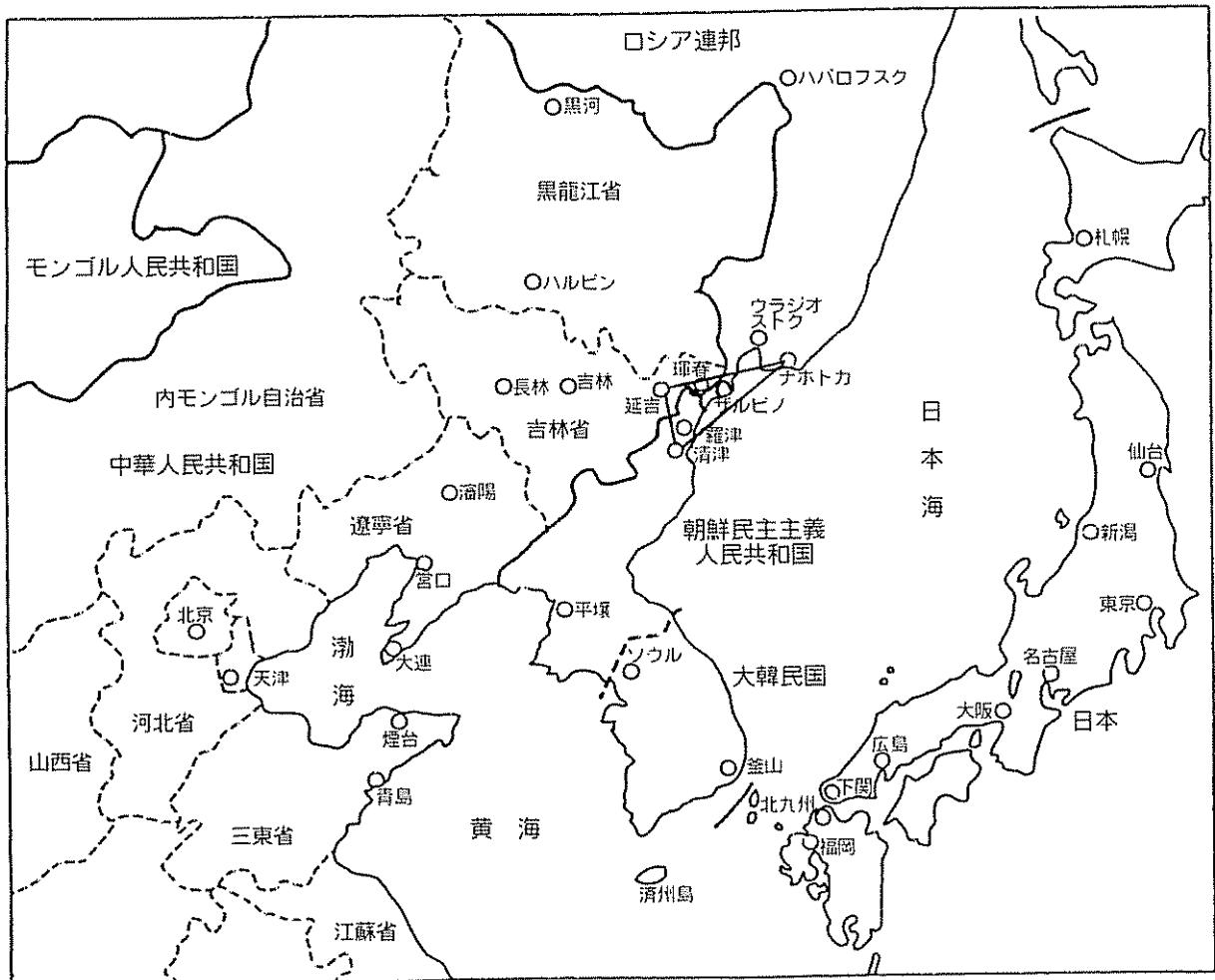
1995年5月30日に北京において英語で合意されたこの合意書は、国連事務総長に寄託され、国連事務総長は、証明付きの写しを各当事国に送付するとともに、この合意書を国連事務局に登録するものとする。

<付>図們江経済開発地域の定義

(3つの合意文書に共通)

図們江経済開発地域は、基本的に、朝鮮民主主義人民共和国の清津、中国の延吉、ロシアのナホトカを結んだ線の内側の地域を指すものとする。

図們江経済開発地域は、朝鮮民主主義人民共和国の羅津・先鋒自由経済貿易地帯、中国では延吉、琿春の特別経済区を含む延辺朝鮮族自治州、ロシアでは、ウラジオストク、ポストチヌイを含むナホトカ自由経済区、これらの都市の南にある沿海州の諸都市と港湾を含むものとする。



ロシア極東地域における軍民転換の現状と問題点

—日本との関係を踏まえて—

ERINA 客員研究員

ウラジミル・イワノフ

(動機と懸念)

旧ソ連における産業基盤の崩壊、経済のショック療法等により、ロシア経済およびロシアの軍需産業は極めて困難な状況にある。軍需産業では、生産能力の低下、財源の枯渇、専門家の流出などが生じている。こうした状況下、軍需産業の軍民転換は、ロシア経済の構造改善における主要な課題のひとつであり、海外からの協力が望まれる。

1991年7月に、金森久雄氏を団長とするロシア東欧貿易会・通商産業省の共同視察団がロシアを訪れた。この視察団の目的は、軍民転換の可能性を調査することであり、報告書にまとめられた結論は、以下の通りである。

第1に、軍需産業は高い技術力を有しており、これを民生品の生産に転用することにより、ロシアの経済力を高め、市場経済化への移行を容易にするであろう。

第2に、多くの軍需企業は、設備や技術を海外から調達する必要があるが、これらの企業が製品をハード・カレンシー市場へ直接輸出できなけれ

ば、それらの輸入代金を支払うことは不可能である。

第3に、軍民転換への海外からの協力を進めるためには、前提として、そうした協力がロシアの軍事力の強化・近代化につながるとの懸念を払拭することが重要である。

(軍民転換を促進する要因)

ロシアの軍需産業は、かなり規模が縮小している。1992年1月には、国防予算の大幅な削減が打ち出され、1992年中の政府の武器の国内調達は前年比68%減少し、また、軍需産業向けの財政援助も削減された。海外への武器輸出についても、イラク、リビアへの禁輸措置に加えて、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム、インド、モンゴル、東欧諸国など重要な武器輸入国との特別な関係が終了したことにより、歴史的な低水準に落ち込んだ。

ロシアの指導者は、軍民転換における海外からの協力に対する期待を表明したが、これまでのところ、軍需産業への外資の導入には殆ど成功していない

い。現在、軍需産業は、移行期のロシア経済にとって重荷となっており、産業のリストラのメイン・ターゲットである。

(進展と行き詰まりの混在)

軍民転換は、輸出の拡大とともに経済の近代化の触媒になるものと期待されている。1994年には、全ての軍需企業は、民生品の生産を行っている。しかし、1994年の軍需企業の生産は、軍需部門が前年比36.1%減少したほか、民需部門も同20.6%減少した。このため、1994年1~9月だけで、労働者の15%にあたる24万8千人が解雇された。ロシア当局のデータによると、軍需産業の平均賃金は、製造業の平均より低く、また機械工業の平均と比べてもやや低い水準である。

一般的には、軍民転換に対する政府のバックアップは十分ではない。軍民転換のための限られた資金の出所は、中央・地方政府と銀行の融資である。いくつかの軍需企業は、海運、航空、医療機器などに関連する「軍民転換プログラム」を通じて中央政府からの援助を受けている。

しかし、政府の軍需企業への購入代金の支払いがきちんと行われないことにより、軍需企業では、赤字の発生、給与支払いの遅延、未払い債務の発生などが生じている。また、政府は、1994年に軍民転換プロジェクトに4.4兆ルーブルの支出を予定していたが、実際には、財政難から、その4分の1以下しか支出されなかった。政府の財政支援の大半は、給与支払いや老朽化した生

ロシア極東地域における軍民転換 1992~1993年

	軍民転換の プロジェクト数	民生品の生 産シェア (%)	民生品生産の物 的量指数(注)	軍需製品の物的 量指数(注)
ロシア計	716	69.4	84.1	71.2
沿海地方	13	43.5	78.5	83.9
ハバロフスク地方	9	38.0	83.3	92.3
アムール州	2	86.9	69.6	232.4
カムチャツカ州	n/a	n/a	212.3	1,023.1
サハリン州	n/a	n/a	89.0	336.7

出所：「ロシア連邦の各地域の経済状況」（ロシア国家統計委員会、1994年）

(注) 1992年=100とする1993年の指數

産設備の維持に使われている。

(競争力の問題)

海外の投資家にとって、軍需産業における設備転用の可能性、従業員の質、経営陣のレベルなどが、どの程度であるのかが重要な問題である。現状では、軍民転換を図るロシア企業が、日本企業にとってどの程度魅力的であり、また投資に適しているかを判断することは困難である。そうした評価のためには、専門技術者によるアセスメントが必要であろうし、どの程度の国際競争力があるかについても吟味する必要がある。しかし、以下のようないくつかの事例から、ロシアの軍需企業との合併の可能性を探ることができる。

例えば、航空機産業における米国との協力は極めて順調であり、ジェット機、ジャンボ・ジェット機、ヘリコプターやそれらのエンジンについて合併の実績が数多くみられる。ロシア製 Tu-204ジェット機は、米国のプラット・アンド・ホイットニー社の技術協力によるエンジン(PS-90)を搭載して、ロシアとCIS諸国の航空会社で使用されることになっているし、Tu-204-120ジェット機は、ロールスロイス社製のエンジンを搭載して輸出される予定である。また、米国のGE社のエンジンがロシアの新型機 Su-80やヘリコプターKa-62に使われる計画である。

もうひとつの例が、宇宙産業である。ロシアの人工衛星の生産および打ち上げの能力は、技術的・コスト的に優れており、日本の通信のニーズやアジア・太平洋諸国発展のために役立つであろう。この分野においても、米国の衛星事業へのロケット・エンジンの売り込みを図るために、米国のユナイテッド・テクノロジー社とロシアのエナゴマッシュ社との合併事業が予定され

ている。

ロシアの軍需産業は、先端技術の宝庫である。韓国や台湾は、様々な分野でロシアの専門家や研究機関などへの積極的な接近を図っている。韓国は、ロシア各地の10カ所(極東ではハバロフスク、ウラジオストク)への共同研究所の設立を提案している。また、三星グループはロシアのレーザー技術を使って、次世代のデジタル・ビデオディスク(DVD)の生産を計画している。さらに、現代、LG、大宇の各財閥グループは、ロシアでのヘリコプター、航空機の生産、マーケッティングに強い興味を示している。中国との関係においても、ロシアは、中国における原子力発電所プロジェクトに関与している。北京政府は、ロシアの産業設備、軍事関係の製品、技術、訓練に興味を示しており、先端技術分野での関係強化を強く支持している。

(極東における軍民転換)

ロシア極東においては、32の軍需企業が造船、船舶修理、航空機製造を行っており、このうち、24の企業が軍民転換プロジェクトを進めている。軍需産業は、極東全体において、生産額で14%、従業員数で21%、資本金額で10%を占めている。軍需企業は、沿海地方とハバロフスク地方に集中しており、この2地方で生産額の3分の2を占める。

1992年以降の軍需製品の需要減少の中で、軍需企業はその対応により、いくつかのグループに分けられる。まず第1は、軍需産業の一部分について、自発的に民需転換を行った「エリート・グループ」である。これら企業は、ウラジオストク、ハバロフスク、コムソモリスク・ナ・アムーレなどの軍需産業の集積地にみられ、主体は依然として軍需産業であった。第2は、技術の制約や製品の特殊性から、民需転換

ができなかったグループである。このグループは、会社の軍需部門を分離・廃棄したり、企業全体を再編成することにより、再生への道を模索する必要があろう。既にいくつかの企業は、農業機械、食品機械、医療機器、家電、木材加工、建材、プラスチック製品等を生産する方向で努力している。第3に、10~12社については、軍需産業から完全に撤退し、民需産業への転換を行った。これらの企業では、1994年までに軍需製品の生産を、設備・工場の閉鎖、人員の削減などにより10分の1以下に減らした。

現実には、軍需製品と民生品との区分がはっきりしなくなってしまっており、多くの企業が両方のカテゴリーの製品を生産するようになっている。極東における例としては、軍需企業が、コンピュータ、オーディオ、魚群探知機などの生産に転じている。より具体的には、戦車工場では、小型トラクター、自動車の補修部品などを生産しており、戦闘機工場では、民生用の航空機やヘリコプターを製造している。また、潜水艦工場では、商船の建造を行っており、米企業との合併で石油・ガス開発のための海洋構造物の生産を計画している。

(投資家にとっての環境)

ロシア政府は、1995年1月25日に、税制の特典、外資企業が輸入する原材料、設備、部品などにかかる関税の減免措置などを含む海外投資家向けの特別措置を発表した。ロシアへの海外からの投資は、石油、石油精製、木材加工、食品加工、農業、軍民転換企業等の業種向けを中心に約1,000億ドルが見込めるものと推計されている。しかし、政府当局によると、実際の海外からの投資額は、1995年に20~30億ドル、1996年に50~60億ドル、1997年に70~80億ドルに止まる見通しである。

外資系企業数をみると、1991年8月時点においては、ロシア極東に126社が登録されており、このうち日本が43%、米国が18%、中国が15%であった。1992年末までに外資系企業数は900社に達し、1994年初には、1,500社以上に増加した。このうち、90%がハバロフスク地方、沿海地方、サハリン州に集中している。

実際の投資額をみると、米国が、企業数の多い中国や日本を上回っている。また、米国は、民間レベルでの「極東投資ファンド」と政府レベルでの米・ロの「太平洋地域投資政策委員会」を設立する構想を持っている。今年6月のゴア副大統領と Chernomyrdin 首相の会談においては、先端技術、食品、天然資源の加工、港湾・空港の近代化などの分野で協力することが合意された。

ロシア政府は、海外投資家にとって投資環境の安定性が重要であることを認識しており、新しい法律を施行するにあたっては、新法が既に行われた投資の条件を悪化させる場合には、同法の適用を5年間猶予する予定である。

ロシア政府は、1995年から1997年にかけて、地方政府の外資誘致努力をサポートするために、「地域間情報ネットワーク」を構築する予定である。また、ロシア政府は、地方政府や各産業の参加を得て、海外投資についての優遇を認める地域、企業の種類、具体的なプロジェクトなどについて策定する計画である。これによれば、外資企業が、資本財の輸入や自社製品の輸出を

行う場合には、関税や付加価値税を免除される予定である。また、プロジェクトの規模が1億ドルを超える場合には、輸入関税が半減される特恵制度が5年間適用されることになる。さらに、場合によっては、海外投資家は、連邦政府や地方政府への税金等を自社の製品によって納めることができるようになる。

(将来の可能性)

旧ソ連においては、鉱業と軍需産業が垂直的に結合して生産が行われていた。しかし、極東では、近年、市場化の進展と中央からのコントロールの弱体化により、鉱業が海外市場と結びつくという新しい傾向が生じている。その一方で、軍需産業は、中央政府からの財政支援を失っている。こうした状況下、ロシアのエコノミスト達は、鉱業が輸出によって得た資金は、軍需産業の構造改善のための財政支援に向けられるべきであるとしている。一方、軍需産業の有する技術や産業基盤は、鉱業の近代化と技術向上に活用されるべきである。

極東での資源産業は、林業、漁業や金、ダイヤモンド、非鉄金属などの鉱業であり、将来は大規模な石油・天然ガス開発がこれに加わる予定である。これらの産業は、何れも付加価値を高め、輸出を増加させるためには、高い採掘技術と近代的な設備、加工技術などが必要である。従って、これらの資源産業が軍需産業と手を組み、投資・技術のリンクを形成すれば、両産業に

とって有益であろう。海外投資家、特に北東アジアの投資家は、こうした枠組みに参加することにより、ロシア企業が国際競争力を高めるのを援助し、資源や原材料の確保の面での受益者となることができよう。

日本がロシアの軍民転換に冷淡で無関心な態度を取り続けるならば、日本は、この地域の政治状況の改善や環境保護の推進、北東アジアにおける経済のリスタートへの参加などの機会を失うことになる。

(アクション・プラン)

軍民転換についての日・ロの協力の可能性を探るためにには、まず、そうした協力の対象となる企業について、投資家となる可能性のある企業の技術者や経営者が念入りな評価を行なう必要がある。専門家による設備転用の可能性、転用方法についての調査や必要な資金量の推定が必要であり、しかも、こうした評価は、一般論として行なうではなく、具体的な企業毎に行なうべきである。

こうした詳細なサーベイと日・ロの企業間の情報交換は、軍民転換における協力を進める第1歩となろう。こうしたサーベイは、昨年、通産省が表明した貿易・産業に関する対ロシア支援方針（下表参照）に基づいて行われることが望ましい。調査活動や情報の収集・交換は、こうしたガイドラインに沿って、政府レベルにおいて遅滞なく開始されるべきである。

▽通産省の対口貿易・産業支援策（1994年11月発表）

（1）輸出産業の支援

- ①輸出産業における輸出能力の拡大（貿易保険の供与等）
- ②潜在的な輸出産業・輸出企業の発掘（JETRO事業の活用等）

（2）産業構造体質の改革強化への支援

- ①大規模な旧国営製造企業の強化

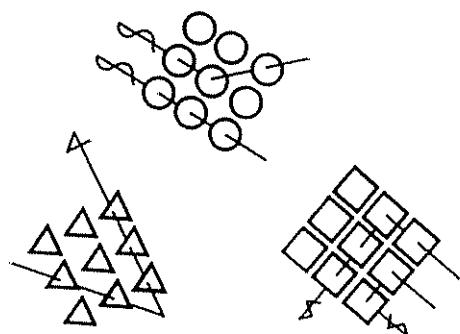
（モデル企業のリストラプラン作成への支援、生産性向上プログラムの創設、専門家の派遣・受け入れ、日・ロ産業協力支援システムの創設）

- ②中小企業の育成

（ウラジオストク極東中小企業センター等での経営教育・技術訓練、研修生の受け入れ等）

（3）産業政策手段の整備に対する支援

（産業政策セミナー、産業政策に関するノウハウ支援等）



中 国 を 訪 ね て

—平山新潟県知事に聞く—

平山新潟県知事は、この6月に知事就任後2回目の訪中を行った。今回の訪問は、吉林省との友好関係の樹立、ハルビン国際商談会の視察、定期航空路の開設に向けての働きかけなどを目的に、吉林省、黒龍江省、北京市を訪れたものである。帰国後の平山知事に、今回の訪中の成果、急速に発展する中国の印象などを中心にインタビューを行った。

(聞き手：中島研究主任)

ERINA：

まず、今回の訪中での全体的な印象についてお聞かせ下さい。

平山知事：

1993年10月に、黒龍江省と北京を訪問したが、吉林省訪問は今回が初めてであった。今回の訪問では、南から始まった経済成長が着実に北へも及び始めていることを実感した。

その中でも、「高層ビルが立ち並ぶ中を馬車が走る」といったように、順を追って発展して行くべきものが一度に集まった「時代の圧縮」現象が見られるのが特徴的であった。例えば、中国では、レコード文化をほとんど経験せずに、いきなりテープ文化が始まったと思ったら、既にCD文化を享受し始めている。日本では約20年間をかけて高度経済成長を成し遂げてきたが、中国経済は日本より短期間で成長していくことは確実であろう。中国全体の経済成長は、インフレ等の様々な問題を抱えながらも、止まることなく今後とも続くのではないか。

ERINA：

中国の経済成長のスピードが速いというお話をですが、どういったところにそうした変化の速さを感じられましたでしょうか。

平山知事：

1年8カ月前に比較して、あまりひどい車は見られなくなった。女性の服装もファッションを取り入れて、あつという間にきれいになっている（男性はいまいちだが）。また、どうしてこんなに高価な物が売れるのかといった品物が、結構売れている。

電話については、ようやく一般に普及し始めたばかりであるが、その一方で、いきなり携帯電話が普及してきている。人口20万人の琿春で1,660台の携帯電話が普及している。個人への普及はまだのようだが、外資系企業の社員、中国人投資家等が所持しており、一部行政の人も持っている。国際電話も携帯電話からかけることができる。こういう状況が一気に国境沿いの琿春にまで及んでいる。圧縮した文明の発達が急速に伝わってきており、しかも、一つ一つのステップを踏まず、一足飛びに変化がやってきている。

そうはいうものの、就業人口の圧倒的割合が第1次産業にいることも事実である。日本のように、第1次産業への就業割合が6%を切るような状況には至らないだろうが、8割を占める農業人口のうち、半分の4割が他の産業へ移るとしても、産業構造がガラガラと変わることになる。

長春からハルビンまで車で移動した際に、見渡す限りのトウモロコシ畑が広がり、点々と農作業に従事している人を見かけたが、8割を占めるこの農業人口が産業構造の変化に伴ってどうなっていくのか。工業化によって豊かになっていくのはいいのだが、農業分野での労働者が減少していった場合、12億人の民がどうやって食べていくのかは大きな問題である。また、この人々が第2次産業、第3次産業に移っていくとした場合、使用するエネルギーの消費量を考えるともっと深刻だと実感した。とにかく何でも巨大であり、日本の箱庭的世界から見れば全てが10倍の世界である。この現実をどのように織り込んでお付き合いをしていくかは、我々の大きな課題である。

1年8カ月前に訪問した際には、ハルビンの経済技術開発区（南崗開発区）には、ビルがボツボツ建っている程度であったが、今回の訪問では、高層ビルが何棟も建設されており、短い時間の中でよくこれだけ建ったものだと感心

した。

ERINA：

今回の訪中の成果の一つである、新潟県と吉林省との新たな友好関係の樹立についてお聞かせ下さい。

平山知事：

〈友好関係樹立の背景〉

これまで、当県が中国で友好協定を結んでいる黒龍江省とは、1983年以来、長期間に渡って積極的に友好交流を進めてきている。

一方、団們江開発などを通じて日本海への出口

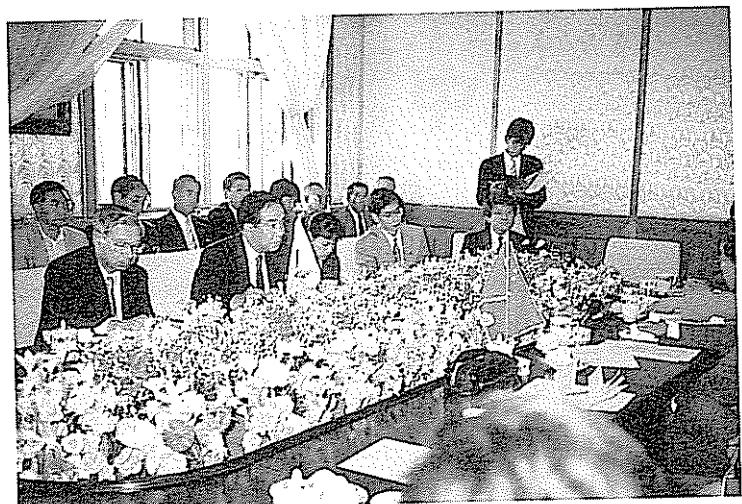
を切望している吉林省では、丁士晟氏（吉林省副秘書長：団們江開発弁公室主任）などのように、団們江開発に関する新潟での国際会議に参加し、当県との交流を進める方々が出てきた。また、鳥取県、島根県が、既に吉林省との交流に熱心に取り組んでおり、当県も両県と協力しながら環日本海交流を進める目的で定期協議を開催した背景もあり、吉林省との交流についても積極的に進めようとの気運が出てきた。更に、従来から、将来有望な吉林省－新潟の物流を重視していこうという考え方もあり、琿春－ザルビノルートに対して新潟としても何か取り組もうと考えていた。そんなところへ吉林省の高巖前省長からの正式な招待があり、今回の交流開始となった。

〈今回取り交わした吉林省の覚え書きの内容〉

覚え書きは、①経済、文化、教育、科学技術などの分野での交流と協力の推進、②航路と航空路の定期化の早期実現に向けての努力、③吉林省からの留学生、研修生の受け入れ、④近い将来の省長の本県訪問、といった内容になっているが、多くのニーズの中で、どこから対応していくのかを今後検討していく。

〈新潟から非常に近い吉林省〉

今回、20分遅れて新潟空港を出発したにもかかわらず、1時間25分も早く長春に到着してしまった。飛行時間は正味1時間57分で、2時間足らずでの到着であった。現地では、我々が早く着き過ぎてしまったため、省政府関係者や歓迎の子供たちもまだ到着していなかった。後で中国の航空局関係者に尋ねたところ、新潟からハバロフスク上空まで北上せず、ウラジオストク上空をかすめて飛ぶ最短ルートを初めて飛行したとのことらしい。2時間足らずのフライトだったこともあり、長春が非常に近いということを身をもって実感した。



琿春市政府との会談

ERINA：

今回の訪中では、団們江開発の拠点として注目を集めていた、吉林省延辺朝鮮族自治州の琿春市を訪問され、整備中の開発区や、ロシアとの間の鉄道建設現場を視察されたとのことですが、その印象をお聞かせ下さい。

平山知事：

〈琿春経済技術開発区について〉

開発計画は壮大であるが、現在の開発区は、一部ボツボツ建物が建ち始めている状態である。現在企業進出しているのは、韓国、香港資本がほとんどであり、アメリカ、ドイツが続いている。日本からの進出は非常に少ないとのことであった。

この開発区のメリットは、韓国資本が進出しやすい環境にあることと、将来、団們江開発が軌道に乗り、交通アクセスが改善されると非常に便利になり、大きな発展の潜在力をもっているという点であろう。

既存の進出工場はメリヤス等の繊維関係が多く、現在優先的に誘致しているハイテク企業の進出は、これからといった状態である。この地域は朝鮮族自治州であり、韓国、北朝鮮とともに、朝鮮族がその多くを占めており、その意味で、国境があつてないようなものである。従って、韓国資本が多く出て来ているし、北朝鮮の港を経由した釜山との定期航路の開設についても必然性がある。なお、吉林省政府と話をした際には、対外ルートは、ザルビノ、ボシェットと言っていたが、琿春市政府では、羅津ルートを第一に考えていた。琿春市は朝鮮民族が多く、同じ民族同士であるためであろうか。

〈琿春－ザルビノルートについて〉

琿春－クラスキン鉄道は、琿春郊外を出て太陽村で建設中の積替え駅までレールが敷設済みであり、路盤工事も長

嶺子税関付近までできている。全体の工事のうち80%が終了しているとのことであった。レール敷設については、50%完了といった程度であろう。中国側は、11月までには完成すると言っていた。ロシア側の進捗を尋ねると、「現在工事が進行中であり、ロシアは機械化が進んでいるため、中国よりも工事が早い」との答えが返ってきたが、確認はできなかった。

ちょうど我々が琿春を訪問していた時に、ロシア沿海州のナズドラチェンコ知事が、ザルビノ鉄道等に関して中国側と会談を行っていた。昨年新潟で開催された日ロ極東知事会議の席上、ザルビノ鉄道はロシアにメリットが少ないので消極的であるとしていた同知事が、今回は、鉄道建設を積極的に推進すると約束したことであった。今年8月に通産省の官民合同ミッションでロシアを訪問するので、その際に詳細を確認したい。

輸送手段を考えると、やはり鉄道が一番早くて確実であろう。しかし、現在建設中の積替え施設を見ると、軌道変換に伴う積替え作業は、相当困難であるように思われた。将来的には、軌道をもう1本増やして、港まで標準軌で直接乗り入れるか、新潟で行われているように、ビギーバックのような手法で、トラックごと積んでいって陸送する方法をとるなど、相当工夫をする必要があろう。そうしないと、貨物が少ないうちはいいが、多くなった時には対応できなくなるであろう。こうした面では、我々としても、技術的な分野を研究して、アドバイスするといった形での協力が可能であろう。

ERINA：

今回初めて「新潟ブース」が出展された「ハルビン国際商談会」を視察されてのご感想をお聞かせ下さい。



「ハルビン国際商談会」を視察する平山知事

平山知事：

非常に規模が大きく、相当な活況を呈していた。売上高は30億ドルと聞いている。

これだけ大規模な商談会が、なぜここでできるのかと感じてしまうほど、感心して見てきた。

展示を伴う商談会と、展示なしでの商談の部分とがあり、30億ドルの半分程度は、ロシアが中国に売却する原子力発電所の施設とのことであった。中国各省からの展示のほか、韓国、ロシア、ヨーロッパなど多くの国・地方からの展示がなされていたが、日本からの出展のうち、とりわけ我が「新潟コーナー」は活況であった。なかでも運転シミュレーション施設の展示は関心を引いており、大変な賑わいをみせていました。中国の運転教習所は、数は少ないが各教習所の規模が大きく、多くの教習生を同時に教えているため、こうしたシミュレーション施設への関心が高い。このように、既に日本で普及しているもので、中国では需要はあるが、まだ国内生産が間に合わないものは、今後どんどんニーズが出てくるものと思われる。

ERINA：

今回の訪中目的の一つでもある、新潟－ハルビン、新潟－長春の定期航空路開設に向けた働きかけの状況をお聞かせ下さい。

平山知事：

前回の日中航空交渉で、日本側は関西国際空港－広州便を決めたので、現在、次の日中航空路の選択権は中国側にある。今のところ、中国側は、いつどこにカードを切るかについて全く明言をしていない。競争相手があることを盛んに強調しており、候補地として広島、岡山、富山といった名前が上がっていた。新潟もこの候補の中に含まれてお

り、チャーター便の実績を積むとともに、積極的に日本政府への働きかけを行ってほしいとの回答であった。

航空路開設上の制約がなければ、新潟－北京便の開設を目指すことも考えられる。しかし、現在、首都（北京）と地方国際空港（新潟）とを結ぶ路線は認められていないので、新潟は、ハルビン、長春といった地方都市との間を結ぶ路線を目指している。ただ、ハルビンや長春で乗り換えて北京へ向かうとか、同じ機体のままで北京まで飛ぶといった可能性はあり、このような路線を将来確保していきたい。

今のところ、新潟－ハルビン、長春便は、必ず

しも特別需要が高いとは言えないが、新潟の拠点性、特殊性からいって、どうしても実現しなければならない路線である。「新潟に来れば、環日本海の各国へ行ける」とか、「他国から新潟に来れば、日本全国へのアクセスが容易である」という状況を作り出すことが必要であり、将来的に新潟を核とする環日本海交通ネットワークを構築していきたい。その実現のためにも、現行のロシアへの3便、ソウル便に加え、中国への定期航空路が是非欲しい。それがハルビンであり、長春である。

また、その一方で、香港、台北、シンガポール、グアムといった需要の高い路線も重要である。全体としての空港利用客が増えれば、滑走路の3,000m化や新幹線の空港への乗り入れに向けての説得力を高めることができる。環日本海での拠点化と、地方国際空港としての活性化との両方を目指すところに難しさがある。

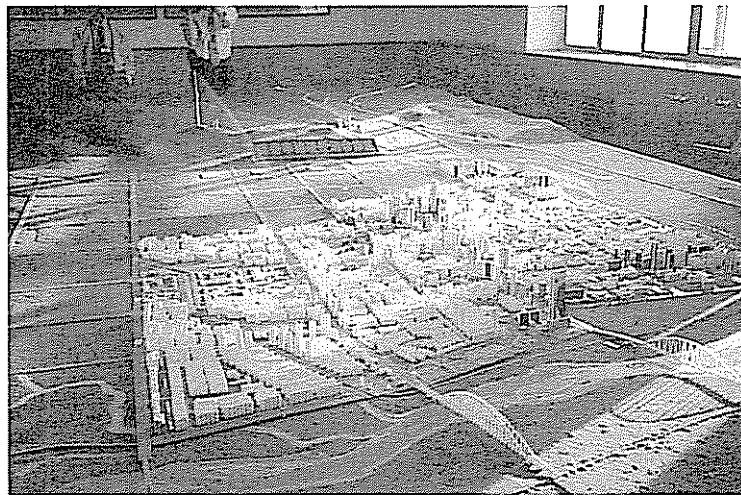
ERINA：

今回、吉林省との新たな友好関係もスタートし、図們江開発についても5月に北京で仮調印が行われるなど、関係国の中でもようやく足並みが揃ってきました。こうした中で、最後に、今後の環日本海交流への取り組みの方針をお聞かせ下さい。

平山知事：

今後、中国経済が概ね順調に、力強く発展していくことを考えると、日本と中国の間の物流が相当増えることが予想される。その意味で、「日本海大交流時代」、「日本海大航海時代」が到来する可能性がある。現に、大連－新潟航路や北朝鮮－釜山航路などの新しい航路が開設され始めており、この動きは、既存港湾の能力や陸送コスト等を充分調査した上で、実際の貨物の動きとして現れできているということである。こうした時こそが、新潟港や直江津港にとっては、日本海側の港湾として、対岸との物流拠点となるチャンスである。

新潟の機能の将来像を描くとともに、今から荷物の調査・確保、港の整備等の対応を真剣にやっていく必要がある。また、荷物の動きに伴って人も動くので、航空路の整備も行う必要がある。今頑張って拠点性を確保することが、この先10年、20年、50年後には、相当な差となって現れてくることになる。つまり、新潟にとっては、この4～5年における対岸との物流についての取り組みが、非常に重要な課題であることを念頭に置きつつ、環日本海交流を今後とも進めていく必要がある。



今後の発展が期待される「珲春市辺境経済合作区」の模型

ERINAワークショップ

去る4月21日に、新潟市においてERINAワークショップが開催された。以下、その要旨を紹介する。

(文責 ERINA編集部)

「日ソ・日ロ関係50年とロシア極東」

講師 カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校教授

長谷川 毅

(はじめに)

今日は「日ソ・日ロ関係50年とロシア極東」が、日本の戦後の歴史あるいは日本の精神史にいかなる意味を持っていたのかを考えながら、今後日ロ関係をいかにすべきかということを述べたいと思います。

まず最初に言わねばならないことは、終戦後半世紀経ったにも拘らず、日本とソ連、日本とロシアの間では戦後は終わっていず、平和条約も結ばれていないということです。日本とロシアの和解あるいは平和は、単に極東における国際関係ではなく、今後の国際関係がいかに編成されるかという点で決定的な意味を持っているのです。ところが、その大きな役割を果たすべきロシアと日本が、冷戦の残滓を拭い去ることができないばかりか、半世紀前に起こった戦争の後始末さえできていない、そして、そのことを由々しいことだと思っていない日本の風土が、私には奇妙に映ります。

その理由を探ることは、戦後の日本の軌跡を辿るうえで無意味ではないでしょうし、日本がいかにソ連に対処してきたかを見ることによって、むしろ日本の戦後の特殊性が浮き彫りにされるのではないかと思います。

(戦後の日ソ・日ロ関係の要素)

戦後の日ソ・日ロ関係を辿るには、その出発点で日ソ関係を決定的に規定した3つの要素を視点に置かねばなりません。また、その背後にはアメリカが深く関与していることも頭に入れて

置かねばならないと思います。

第1の要素は、1945年8月9日から9月5日まで行われた日ソ戦争です。第二次世界大戦の末期に、ソ連は日本との中立条約に反して日本に対して戦争を開始し、しかも、日本が戦争終結の最後の拠り所としてソ連政府に斡旋を依頼したわけですが、開戦はその裏をかいて行われました。その結果ソ連は、北方領土を占拠し、14万人の日本人捕虜を抑留しました。日本人にこのような悲劇をもたらしたソ連の行動は、戦後日本人がソ連・ロシアを考える上で、原体験としてくっきり印象づけられたと思います。

第2の要素は、日ソ戦争が単に日本とソ連との間の戦争であったのではなく、第二次世界大戦の一環として行われたという事実です。ソ連は独自に日本に対して戦争をしたのではなく、アメリカとイギリスの要請を受けて対日戦争を遂行したのであり、日ソ戦争は連合国が日本に対して行った戦争と不可分だということです。第二次世界大戦を顧みる様々な催しが世界各地で行われている今、私たち日本人は、アジアでの戦争は日本が起こしたものであり、日本が連合国の大敵であったという事が日本と戦った全ての国々に共有されているということを、厳粛に思い出すべきであると思います。しかしそれは、日本の戦争責任として日ソ戦争の全ての帰結をそのまま受け入れねばならないということにはならないと思います。つまり、第二次世界大戦中に

スターリンは、アメリカがソ連の参戦を必要としていることを利用して権謀術策を弄び、日本に対する領土拡張を遂行したわけで、そのスターリン主義外交の是正を求めるることは正当な要求だと思います。ただ、そう日本が主張する場合には、アジアの戦争が第二次世界大戦の中でどのような位置にあつたかを認識し、アジアへの戦争責任を厳粛に受けとめることなしには、強力な要求とはなり得ないと思います。

第3の要素は冷戦です。アジアにおいては、第二次世界大戦の処理が終了しないうちに冷戦に突入したのですが、冷戦は、戦後の日本の対ソ認識を第二次世界大戦という滤過機を通さず、日ソ戦争という第1の要因から第2の要因を飛び越えて、冷戦という第3の要因に直接結びつける役割を果たしたのだろうと思います。従って大多数の日本人にとっては、心理的にも、政治的にも、ソ連が日本の敵であったということがすんなり受け入れられてしまい、一直線につながってしまったという特殊性があったと思われます。逆に、第二次世界大戦の現実を無視して日ソ戦争を冷戦の文脈から逆算し、あたかもアメリカとイギリスがソ連と一緒に戦ったということは誤りであるという考えすら存在するわけです。

冷戦の中では、第二次世界大戦の時味方であった米ソが敵となり、敵であった日本が同盟国となりました。その冷戦の下で、日本は米ソのグローバルな戦力の最前線に立たされたわけで

す。アメリカにとっては、共産主義勢力に対峙する自由陣営の中に日本を引き込み、アメリカの世界戦略の中に組み入れることが最大の課題とされたわけです。その際、アメリカ軍の占領という状態によって、日本人のナショナリズムが爆発することはどうしても避けねばなりませんでした。そこで重要な役割を果たしたのが北方領土問題だったと思います。サンフランシスコ条約で北方領土問題は未解決とされたわけですが、未解決ということで、日本のナショナリズムはアメリカではなくソ連に向けられたのです。

(日本の対ソ政策)

それは、日本の保守政権にとっても非常に都合の良い戦略であったと思います。日本が敗戦から立ち直って独立を克ち取り、安全保障をアメリカの軍事力に依拠することによって確保しつつ、経済を発展させて国際社会に復帰を図るために、日本には敵が存在することが必要だったのです。そこで便利だったのが、日ソ戦争の屈辱的な記憶でありソ連の脅威だったのです。日本はむしろ冷戦を利用したわけで、ソ連との関係を悪化させておくことが戦略として日本の国益に合致したのであり、それが日本自らの選択だったのです。

しかし、保守政権の中にも2つの微妙に異なる対ソ政策が併存していました。一つは、ソ連との和解を回避してソ連を日本の敵にしておくことが、日本の国益に合致するという政策で、もう一つは、アメリカとの同盟を日本外交の軸としつつも、ソ連との和解を図ることによって日本の自主外交を打ち立てようという政策です。ある意味では、戦後の日本には包括的な対ソ政策というものは不在であり、北方領土政策のみが存在したとすら言えるわけです。第1の政策にとっては、ソ連が北方領土問題を日本が満足するような形

で解決する意思がない以上、北方領土というのは非常に便利な道具であったと思います。つまり、日本とアメリカ・中国・韓国の間の危機はいかに大きくなろうとも、北方領土問題が存在する限り、共通の敵に対するということで一定の歯止めがかけられるという保障があったわけです。まさに北方領土問題というのは、極東における国際関係の安全弁として作用したのであり、この戦略からすれば、解決してはならない問題であったわけです。そのためには、4島一括返還という、いかなるソ連の指導者としても受け入れられないスローガンを掲げていればよかったです。しかし、北方領土は、ソ連を遠ざける戦略の道具として使われたのです。

他方、北方領土問題を解決して日ソ平和条約を締結することで、日本の戦後を克服しようという政治家もいました。この戦略にとっては、北方領土問題というのは、まさに解決されねばならない課題であったわけですが、日本の国論が4島返還で統一され、ソ連が領土問題は存在しないという頑なな態度を取る限り、この戦略が実現される可能性は皆無であったと思われます。

もう一つ戦後の日ソ関係で特徴的なのは、対ソ政策の主軸になったのが政治家ではなく、外務省のソ連課であったということです。いうまでもなくソ連課が取ったのは第1の政策であったため、日本の政治家の中から第2の政策を採って日ソ関係を推進しようとする動きが出てくる度に、これを阻止しようとしたという歴史もあるのです。しかしそれは、単に外務省の役人が自分勝手にこの政策を決定したのではなく、そこには日本人のソ連に対する心理的な側面というものがあり、国民の支持があったからだと思われます。

(日本人のソ連観)

どこへ目を向けても弁解することが困難なアジアの戦争の中で、日本人が

被害者意識を持ち得たことが二つあります。それは日ソ戦争と原爆です。それにより、あの戦争において日本人は単に加害者であったのではなく、被害者でもあったのだという被害者意識を持つことができました。プリンストン大学のローズマン教授は、「戦後の日本人の歴史は広島症候群と北方領土症候群の戦いだった」という言葉を残しています。私は、この二つの症候群は、敗戦によって変形された日本のナショナリズムの表れであると見ています。広島症候群は反米ナショナリズムの、北方領土症候群は反ソナショナリズムの表現であったと思います。この二つの症候群には、日本政府の戦争責任を不間にし、アメリカとソ連に転化するという共通点も持っていました。その後日本は、アメリカとの関係では沖縄返還によって戦後を克服しましたが、北方領土問題は依然として解決されていません。ローズマン教授は「北方領土症候群は広島症候群を抑えて勝ち残ったのだ」ということを言っておられます。

日ソ関係にはもう一つの心理的な側面があると思います。日本が経済的に大成功を収めたことと全く対照的に、ソ連の経済は70年代後半から破綻し始めました。日本人は、日本をかつて敗北せしめたソ連が、圧倒的な軍事力にも拘らず貧しい国であるということが分かったわけです。従って、日ソ戦争で味わった屈辱というものは、次第にソ連に対する軽蔑に変わったのです。日本は大国になんでも大国面をすることは許されませんでしたが、ソ連にだけは大国面ができたのです。国際的に大国面をすることができないフラストレーションを全てソ連に向けて吐き出す、つまりソ連という国は、日本の八つ当たりのはけ口としてバッシングの対象とされたわけです。そうでなければ、例えば雑誌などで、アメリカに対

しては言えない軽蔑に満ちた言葉を、ソ連に対して堂々と言うことの説明ができません。つまり尊敬せず軽蔑していたわけです。

しかしポスト冷戦期になってソ連の役割は変わりました。ゴルバチョフ大統領の新思考外交によって冷戦は終焉し、ソ連の崩壊によって国際関係のパラダイムも大きく変化しました。それに従って日本の対ソ政策も変化せざるをえなかったのですが、外務省の対応は常に後手後手に終始しました。ゴルバチョフ大統領の新思考外交を、何の新味もなく旧来のソ連外交の延長上に位置付けて、非常に低く評価しました。その新思考外交が冷戦構造を大きく変化させるにいたると、冷戦はヨーロッパと米ソ関係については終わったが、アジアでは終わっていないと主張しました。更に、ソ連が中国・韓国との和解を達成すると、新思考外交は日本にまで達していないと言い訳をし、日本のソ連に対する外交は変える必要はないと論じたわけです。そして遂に、東欧革命からドイツ統一という大きな変化を前にして初めて、対ソ政策を変化させねばならないと気づくのですが、遅きに失してしまい、北方領土問題を解決しソ連との新しい関係を樹立する機は失われてしまったのです。

かつて北方領土問題は、日本の対ソ戦略において合目的な存在価値を有していました。ところが、新しい国際環境の中でソ連との和解が要請されるようになると、建て前と本音の擦れ違いが起こってしまったのです。外務省は、北方領土という看板を下ろすことができないまま、もう一つの看板を掲げるようになりました。それはロシア支援です。この支援政策は外務省の大きな変化であり、ある意味で国論の先を行っていると言えるかもしれません。しかし、この二つの問題の間には明らかな矛盾があり、優先順位をつけないと

いう曖昧さのために、日本の対ソ政策は中途半端であり、決定的な一步を踏み出せず袋小路に陥っているのです。

(北方領土問題)

北方領土問題は非常に根本的な意味を持っているのですが、実は本格的な北方領土論というものはされていないと思います。例えば些細なことですが、歯舞諸島という名前がいつから使われているかご存じでしょうか。戦前には歯舞諸島という言葉はなかったのです。私は、戦後日本の領土であると主張するために、「根室支庁花咲郡歯舞村」から取ったのではないかと思っています。北方領土という言葉も以前はありませんでした。1955年の国交回復交渉の際に、南千島ではおかしいということで出てきた言葉です。

北方領土問題とは、呼称・範囲・概念・法的な説明等は、特定の歴史的状況・政治的要請の中で生み出されたものであるということです。つまり北方領土問題は、状況が変わった今日では概念も変えることが可能であり、新しい国際状況に合致した北方領土論が必要であると思います。それなしに領土問題を克服することはできないし、日ロの和解というものを確保することもできないと思います。

(日ロの今後の課題)

第1に考えねばならないのは北方領土の島民のことです。たまたまそこに住んでいたために、国家の論理によって自分たちの生活・文化・伝統が破壊されたわけです。第1の犠牲者はアイヌ人です。1855年の下田条約によって分断させられ、色丹島に強制移住させられたアイヌ人はほとんと絶滅してしまいました。第2の犠牲者は、ソ連の侵攻によって強制的に追い出されてしまった日本人です。そして、日ロが和解できないために第3の犠牲者になっているのが、今住んでいるロシア人やウクライナ人です。もし北方領土問題

が解決されるならば、このような島民の悲惨な歴史に終止符を打つような形で解決しなければいけないと思います。

第2に考えねばならないのは、日ロ両国が和解の道を探るためには歴史を探らねばならないということです。日本人のソ連観・ロシア観というものは1945年8月9日から始まり、それ以前に思いを馳せることはありません。ところがロシア人は、それ以前の日本のシベリア出兵のことを思い出すわけです。例えば、ラゾーというロシア人が日本人に虐殺されたことを、日本人は知りませんがロシア人は皆知っているのです。日本人がそういうことをしたということを、私たちも知らねばならないと思うのです。歴史の痛みというものは双方にあるのであり、双方でその痛みを克服する方法を見つけねばならないと思います。

第3に考えねばならないのは、なぜ支援をするかということです。支援しないことが日本の国益に叶うのならば支援は不要だと思います。ここでロシア極東という視点が必要になるのです。ロシア極東は本当に私たちから近い存在ですが、ここにもし日本が出ていかねば、日本以外の資本に頼らざるを得ないでしょう。今ロシア極東はロシア経済圏からすっぽり脱落してしまい、ロシアの市場に依存することはできないのです。従ってロシア極東はアジア・太平洋圏との統合を考えねばなりませんし、それこそが生き残る唯一の道であるわけです。問題は日本政府の腰が定まっていない点です。もしロシア極東の危機がこのまま進行すれば、非常に不安定な地域が出現することになりますし、日本の安全保障や環境問題にも大きく影響を及ぼすと考えられます。従って、日本は国益のためにもロシア極東に大々的に投資をしなければいけないと思います。

「北東アジアの諸問題」

中国東北三省の工業における問題点

1. 東北三省のGDP構成と推移 ～伸び悩む工業部門～

1994年末の中国東北三省の人口は1億3百万人、中国の全人口11億98百万人の8.6%を占める。同年の東北三省のGDPは5,090億元で、そのシェアは中国全体のGDP43,800億元の11.6%であった。表1により1985年から1993年までの全国シェアの推移をみると、1985年の12.2%から1993年には11.3%と0.9ポイント低下している。この間の人口シェアは、1985年の8.9%から1993年に8.6%と0.3ポイントの低下に過ぎず、同期間の中国经济が年率2桁の高い経済成長を続けたなかで、東北三省の経済成長は相対的に伸び悩んでいる。同期間における各産業の対全国シェアをみると、第一次産業と第三次産業はそれぞれ8.2%から9.3%、9.7%から10.6%と増加しているものの、第二次産業は16.3%から12.6%（うち、工業は16.3%から12.8%）へとシェアを減じており、第二次産業、とりわけ工業の停滞が、東北三省の経済成長伸び悩みの主因であったことが分かる。なお、東北三省のGDP全体の対全国シェアでは1993年、1994年には微増となったが、この間も第二次産業は低下を続けている。

表1 全国および東北三省の産業別GDP推移

	GDP 総額	第一次産業	第二次産業		第三次産業
			工業	農業	
全 国					
1985年	8,527	2,542	3,867	3,449	2,119
1989年	15,998	4,228	7,278	6,484	4,492
1993年	31,380	6,650	16,245	14,140	8,485
1994年	43,800	8,231	21,259	18,359	14,310
1994年 シェア(%)	100	19	49	42	33
東北三省					
1985年	1,044	208	630	561	206
1989年	1,870	316	1,072	952	481
1993年	3,557	620	2,041	1,809	896
1994年	5,090				
1993年 シェア(%)	100	17	57	51	25
東北三省の対全国シェア：(%)					
1985年	12.2	8.2	16.3	16.3	9.7
1989年	11.7	7.5	14.7	14.7	10.7
1993年	11.3	9.3	12.6	12.8	10.6
1994年	11.6				

資料：中国統計年鑑1994年、遼寧統計年鑑1994年、吉林統計年鑑1994年、黒龍江統計年鑑1994年、1994年全国および各省統計公報

2. 東北三省工業の特徴

東北三省の工業の特徴は、業種では鉱物資源型の重工業の比率が高いこと、企業の形態では国有工業が多いことである。

a) 産業種類別特性 ～高い石油関連産業～

表2により、1993年の東北三省の主要産業を全国に対する同業種の特化係数でみると、生産額上位の10産業では、鉄鉱精錬圧延業がいずれも首位を占めるなど、8産業が共通であり、特化係数も1.4から0.8の範囲にあるが、全国では8.9%の生産額シェアをもつ紡織、4.7%の電気機械器材製造業の2業種が東北三省では小さく、特化係数はそれぞれ0.4、0.2にとまる。一方、全国では中位から下位にある石油・ガス採掘業、石油加工業は東北三省ではそれぞれ8.5%と8.2%のシェアを占め、特化係数では3.5、2.2と石油関連産業に極めて特化した業種構成となっている。

表2 東北工業の主要産業と生産額

業種	全 国		東 北 三 省			
	(生産額上位10業)	(億元)	(%)	(生産額上位10業)	(億元)	(%)
鉄鉱精錬圧延加工	3,931	9.9	鉄鉱精錬圧延加工	676	14.1	1.4
紡織	3,521	8.9	石油ガス採掘	406	8.5	3.5
交通・運輸設備製造	2,599	6.5	交通・運輸設備製造	392	8.2	1.3
化学	2,377	6.0	石油加工等	392	8.2	2.2
非金属鉱製品	2,333	5.9	化学	283	5.9	1.0
一般機械	1,966	5.0	一般機械	259	5.4	1.1
電気機械器材製造	1,851	4.7	電力・蒸気・熱水供給	237	5.0	1.2
食品加工	1,727	4.4	非金属鉱製品	227	4.8	0.8
電力・蒸気・熱水供給	1,612	4.1	食品加工	183	3.8	0.9
工業専用設備製造	1,499	3.8	工業専用設備製造	163	3.4	0.9
その他	16,277	41.0	その他	1,559	32.6	-
(石油加工等)	1,449	3.6	(紡織)	153	3.2	0.4
(石油ガス採掘)	968	2.4	(電気機械器材製造)	48	1.0	0.2
総 計	39,693	100.0	総 計	4,779	100.0	1.0

資料：中国統計年鑑1994年、中国工業統計年鑑1993年、中国工業年鑑1994年、遼寧統計年鑑1994年、吉林統計年鑑1994年、黒龍江統計年鑑1994年

注 特化係数＝東北三省のa産業生産額シェア/全国のa産業生産額シェア

中国的石油生産量は1985年の1億25百万トンから1994年の1億46百万トンと10年間で17%の増加にとどまっており、かつ国内供給価格は政策的な統制を受けてきたため生

産額は相対的に低い伸びとなった。大慶油田を擁す黒龍江省では1993年のGDP総額の21%を石油を主とする鉱業が占めるが、その石油の国内販売価格は国際価格の70%弱程度と推計される。

b) 業種別生産性特性～拡大する生産性格差～

東北三省の工業の労働生産性（工業従業者1人当たりの生産額：千元/人）を全国平均と比較したのが表3である。工業全体では全国の34に対し、遼寧省が29、吉林省、黒龍江省ではそれぞれ23、22と低い。主要業種についてみると、黒龍江省の石油・ガス採掘業、吉林省の交通・運輸設備製造、遼寧省、吉林省の電力・蒸気・熱水供給を除き、全国平

表3 全国及び東北主要産業の労働生産性(1992年)
(1990年価格：千元/人)

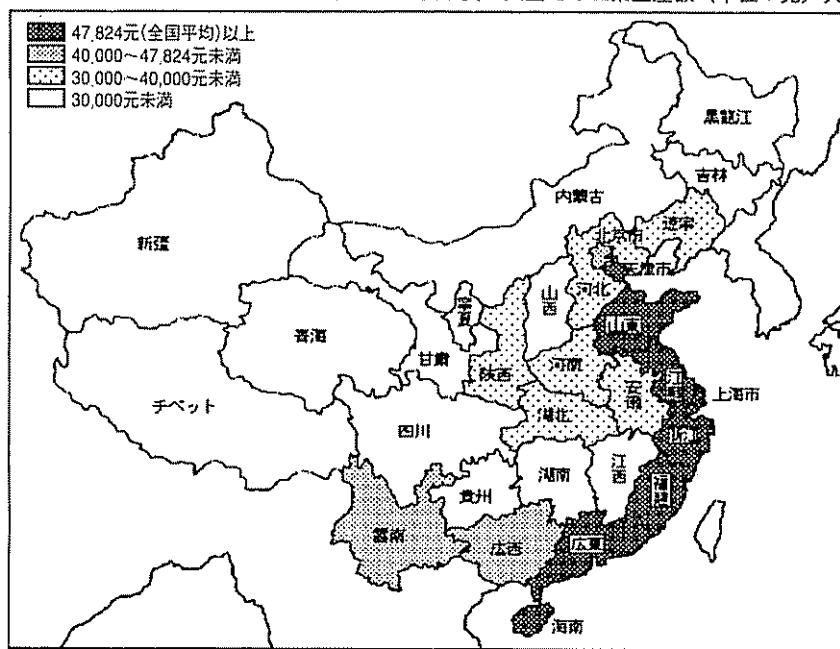
労働者生産性(従業員1人当たり生産額)				
業種	全国と東北三省			
(生産額上位8業)	全国	遼寧省	吉林省	黒龍江省
鉄鉱精錬圧延加工	49	44	31	35
石油ガス採掘	62	61	31	115
交通・運輸設備製造	43	33	45	21
石油加工等	130	127	63	128
化学	45	38	44	27
一般機械	27	21	16	16
電力・蒸気・熱水供給	44	61	43	35
非金属鉱製品	19	18	14	12
紡績	34	22	16	15
電気機械器材製造	45	30	25	23
総計	34	29	23	22

資料：表2と同じ

どの生産性は低く、全国平均の半分にも満たない。図1は全国30省市の1993年の全工業平均労働生産性を示したものであるが、全国平均の48千元/人以上の生産性があるのは、沿海部の上海、広東、江蘇、山東（1993年当価格による）、浙江、海南、天津、福建の8省市のみである。これに次ぐ40千元/人～48千元/人未満の生産性ランクでは北京、広西、雲南の沿海部に近接する3省市である。40千元/人未満のランクでも30千元/人以上の省市は沿海部諸省市に比較的近い地域であり、それらの外縁にある東北部、西部、北部など内陸各省の生産性は30千元/人未満と低く、沿海部から内陸へと明確な地域的格差がみられる。

図1 全国30省市の労働生産性（1993年）

労働生産性：工業従業員1人当たり工業生産額（単位：元/人）



資料：中国工業年鑑1994年、山東統計年鑑1994年

注：山東省は1993年の当年価格、その他は1990年不变価格。

均を下回

る。とりわけ、黒龍江省の交通・運輸設備製造業、吉林省の石油加工業、吉林省と黒龍江省の紡績、黒龍江省の電気機械器材製造業な

つぎに表4で1987年から1993年の間の30省市間の格差の変化を変動係数でみると、1987年0.304、1990年0.320、1993年0.401と拡大を続けており、とりわけ1990年以降の拡大が顕著である。労働生産性の統計には算出の基礎となつた工業従業者数が示されておらず、労働省数と生産額の両要素を含む変化という限界はあるものの、東北三省においては1990年に吉林省と黒龍江省で、1993年には黒龍江省で労働生産性が前年よりも低下するなど停滞が著しい。1987年から1993年の推移では、遼寧省の全国比指数が97から68へ、吉林省、黒龍江省がそれぞれ78から54、80から46へと下降しており、1987年には全国30省市中の20位にあつた黒龍江省の生産性は、1993年には28位に順位を下げている。

表4 労働生産性の推移

	労働生産性(元/人)				全国(=100)比指數	変動計数		
	全國	遼寧	吉林	黒龍江				
1987	13,961	13,584	10,951	11,104	97	78	80	0.304
1988	15,835	14,930	12,449	11,868	94	79	75	0.307
1989	16,568	15,321	12,553	12,236	92	76	74	0.307
1990	17,408	15,578	12,379	12,054	89	71	69	0.320
1991	28,704	25,189	20,015	21,159	88	70	74	0.322
1992	34,338	28,869	22,785	22,392	84	66	65	0.342
1993	47,824	32,387	25,595	22,007	68	54	46	0.401

資料：中国工業経済統計年鑑1993年、中国工業年鑑1994年

注：労働生産性は全員労働生産率(工業生産額/年平均常用従業者数)。変動計数は30省市区の労働生産性の標準偏差/単純平均。

労働生産性は1990年までは1980年価格、1991年以降は1990年価格。

c) 低い固定資産の稼働率 ～漸減する新規投資～

生産性に差を引き起こす大きな要因の一つに固定資本の生産性格差がある。そこで表5において固定資産の諸計数を取り上げて比較した。まず、固定資産収益率（工業生産額/年平均固定資産額）を全産業の平均でみると、全国の2.40を1とする指数で遼寧省、吉林省、黒龍江省がそれぞれ0.90、0.64、0.58である。これを業種構成比で加重したアウトプット・ミックス補正後の値に直して純生産性比をみると、同表の対全国平均生産性指数（指数(A)/(B)）のように遼寧省、吉林省、黒龍江省がそれぞれ0.74、0.69、0.67となる。即ち、大略東北三省の資本生産性は全国の70%前後である。次に、データ制約から業種構成の差を捨

棄せざるを得ないものの、工業全体の固定資産の伸び率（期中新規固定資産投資額/前期末固定資産額）をみると、遼寧省、吉林省、黒龍江省はそれぞれ全国の27.1を1とする指数で1.00、0.86、0.56に過ぎない。

総じて東北三省は固定資産の生産性が低く、かつ新規投資も低調である。ちなみに、黒龍江省は1992年以降、固定資産の伸び率が全国30省市中最下位となっている。

には江沢民国家主席みずからが東北の企業視察を行っている。国有企业の問題として、低い経営効率（設備の老朽化、低い収益意識）、退職者年金など重い社会保障負担、過大な負債などが指摘されている。こうした負担に対する資金支援が過剰な貨幣供給を生みだし、インフレ発生の理由の一端ともなっている。

しかし、国有企业のみならず、集体企業（国家以外の公共体等が所有する企業）の指数は遼寧省で67と低く、吉林省、黒龍江省では50を下回る。所有形態を問わず、総じて生産性は低く、人員余剰や福利厚生費などの負担は過重なものとなっている可能性が高い。

表6 企業形態別工業労働生産性（独立採算企業）

	(当年価格)				(1990年不变価格)			
	全工業	国有經濟	集體經濟	その他	全工業	国有經濟	集體經濟	その他
	工業生産額(1993年：億元)				労働生産性(1992年：千元/人)			
全 国	52,692	22,725	20,213	9,754	34	36	27	83
遼寧省	3,511	1,848	1,101	562	29	35	18	n.a.
吉林省	1,033	676	207	150	23	28	13	n.a.
黒龍江省	1,394	1,058	230	107	22	26	12	32
	工業生産額構成(%)				労働生産性指数(全国=100)			
全 国	100	43	38	19	100	100	100	100
遼寧省	100	53	31	16	84	96	67	n.a.
吉林省	100	65	20	15	66	77	49	n.a.
黒龍江省	100	76	17	8	65	72	46	39

資料：中国統計年鑑1994年、中国統計年鑑1993年

表5 固定資産関連指標（1993年）

	固定資産 収益率			固定資産の伸び率		
	実 額 (A)	(A)の指數 (全国=1)	業種江付による理論値(B)	指 数 (A)/(B)	実 額	指 数 (全国=1)
全 国	2.40	1.00	2.40	1.00	0.27	1.00
遼寧省	2.17	0.90	2.92	0.74	0.27	1.00
吉林省	1.53	0.64	2.21	0.69	0.23	0.86
黒龍江省	1.39	0.58	2.07	0.67	0.15	0.56

資料：中国統計年鑑1994年

注：対象企業は独立採算制企業。固定資産額は固定資産净值。固定資産収益率＝工業生産額／年平均固定資産净值
固定資産の伸び率＝固定資産投資額／前期末固定資産净值
業種ウエイトによる理論値＝各省の各産業固定資産シェア×全国の各産業生産性

d) 企業形態別生産性特性 ～全形態で低い生産性～

企業形態別の生産性諸指標を表6により比較すると、1993年の全産業に占める国有企业の生産額シェアは全国が43%であるのに対し、三省とも50%を超え、黒龍江省では76%を占めるなど国有企业の割合が極めて高い。そして、その生産性指数（1992年時点。全国=100）をみると、遼寧省は96とほぼ全国平均にあるものの、吉林省は77、黒龍江省は72と低位にある。国有企业の経営改革、生産性向上は農業発展、インフレ抑制とならぶ経済調整の3つの柱の1つであり、とくに東北三省の国有企业企業の生産性改善の必要性は各方面の認めるところとなっている。今年6月

3. 東北三省工業の課題 ～求められる重点的支援～

近年沿海省市で急発展している繊維関連産業や電気・電子関連産業等に比べ、多額の設備投資を必要とする重工業では労働コストは相対的に小さく、低賃金メリットを活かしにくい。しかし、設備効率が重要なファクターとなるため、市場経済化、開放経済化が進む中であっては対外競争力の維持には新規投資、新技術の弛まぬ導入が不可欠である。重工業に特化した東北三省工業においては、投資不足が収益性低下を招き、新規投資を更に困難にするという悪循環が生じている。とりわけ、黒龍江省においては、労働生産性、固定資本の生産性、そして新規投資比率などが近年著しい低下をみせている。国有企业の経営効率の低さに対しては、自主努力を求めることが先ず重要であるが、それにとどまらず、存続可能企業や適正人員を見極め、それらへの重点的な支援を行い、同時にインフラ整備や優遇策の実施などにより海外技術や資金の導入を促進することにより、こうした悪循環を早期に断ち切ることが必要である。

（中国班 富島 事）

ロシアの国内投資動向

1. 鉱工業生産高の減少

ロシア連邦の鉱工業生産高は、1994年の国内総生産（GDP：合計630兆ルーブル）の55%を占めており、農業（13%）、建設業（9%）を大きくしのいでいる。

【参考】ロシア連邦の鉱工業生産高：

ロシアの統計では、エネルギー産業等の鉱業も「工業」に含んでいる。

しかしながら、物価上昇分を差し引いた実質ベースで見た場合の鉱工業生産高は、1990年以降、年々減少し続け、1994年では対前年比22.8%減であった。これは、一次産業である農業の9%減に比べても大幅な減少であり、同年の国内総生産減少（対前年比15%減）の最も大きな原因となっている。また、1994年の実質鉱工業生産高は、1989年比で約半分の生産水準まで落ち込んでいる。

この鉱工業生産高を、さらに業種別に見ると（鉱工業生産高=100%）、1993年の業種別シェアは、機械工業が20%、石油・ガス分野が15%、食品工業が14%であり、これらの業種が、上位3分野を占めている。軽工業は5%に過ぎない。

この中で、同年の鉱工業生産高減少に与えた影響（寄与率=100）の最も大きかった業種は、機械工業（22%）、次いで、軽工業（13%）、石油・ガス分野（13%）であった。これは、旧国有企业や軍産複合体が主体である。機械工業や石油・ガス分野の生産減少と併せて、原材料の輸入制約等の影響を受けた繊維工業を中心とする軽工業の生産減少が大きかったためである。特に、機械工業や軽工業では、これまで、作れば売れる、いわゆる生産主導型産業形態の中で、消費市場を軽視してきたため、低品質化していたことが主因である。加えて、生産コストの国際価格への引き上げを進めたことから、品質面のみならず、価格面で対外競争力を失い、輸入代替が進む結果となっている。

なお、ロシアの鉱工業生産高減少の背景には、次のような原因があるとする見方が多い。

①中央集権による企業管理方式（旧ソ連時代の計画経済に基づくもの）が、質より量を重視したノルマ第一主義に基づく生産構造をもたらし、生産効率や質的向上が見落とされ、結果として、企業内に技術革新意欲が乏しくなっていたこと。

②賃金の上昇を上回るインフレ率が購買力を低下させ、消

費需要が減少したこと。

③物流コストや人件費の高騰によって、機械工業や軽工業で投入割合の高い中間財の供給が滞ったこと。

④企業の設備規模が肥大化するとともに、寡占・独占体制が出来上がっていたことから、企業体质を容易に変えることが出来ない産業構造になっており、競争原理をもたらす民営化が進めにくくなっていること。

⑤旧ソ連崩壊や、旧コメコン貿易の縮小から、ロシアとCIS諸国間の産業依存体制が断ち切られたこと。

一方、鉱工業生産高の減少問題とともに、今のロシアは、国内企業の生産効率を高めるはずの設備投資が、あまりに少ないという大きな問題を抱えている。

【参考】

1. 軍産複合体（Military Industrial Complex : MIC）

旧ソ連時代からの軍事産業を指す用語であり、1992年以降の民営化政策によって民間企業になり、かつ、軍民転換（軍事製品から、民需製品生産へのシフト）を100%達成した企業を除いた、軍事関連産業の総称である。

軍産複合体は、軍事企業と関連企業、さらには、病院・公園・学校等の社会的基盤も所有し、1つの地域経済を形成している。

2. 旧コメコン貿易の縮小

コメコン（COMECON）とは、1949年に設立された旧社会主义諸国の経済協力機構のこと、正式名称は「経済相互援助会議」と言い、1991年に解散された。

旧コメコン諸国間では、これまでコメコン価格という、国際価格より非常に低い貿易取引き価格が設定されてきたが、1991年1月から、国際価格建てのハードカレンシー決済に移行したことから、価格メリットが消失し、加えて、ロシアの貿易相手国の代金未払い問題も発生したため、ロシアと旧コメコン諸国間の貿易は、大幅に減少している。

2. 政府による国内投資の現状

1993年の対国内総支出〔GDE=国内総生産（GDP）〕に占める、国家投資支出の割合は、1.7%にしか過ぎなかった。これは他国の投資割合を大幅に下回っている。

【参考】各国の国内総支出に占める資本支出の割合

1. 日本：9%（1993年度）

（1993年の国内総支出466兆円。うち政府資本支出41兆円）

2. 米国、欧州：5%未満。

ロシア政府の投資支出割合が低い背景には、国民経済費に占める政府補助金の割合が高く、これが政府による国民経済向けの資金を圧迫しているという事実がある。

政府補助金の内訳では、安価な国内価格と国際価格の差額を補填する、いわゆる内外価格差是正のための補助金が一番大きい。

例えば、1993年時点の石油国内価格は、国際価格の50%水準にしか過ぎず、この価格差による赤字分を政府が補填する形となっている。石炭価格は、石油価格ほどの格差はないものの、労働集約型産業であることから、労働賃金補助や閉山救済措置が加わってくる。

特に、強力な労働組合を組織する石炭産業は、炭鉱スト等によって、政府からの補助金獲得を進めており、これまでも、政府補助金の最大の支出先となっている。

1995年の石炭産業への国家補助金支出計画を見ても、エネルギー専門家の最近の試算によれば、当初計画を大幅に上回り、14兆ルーブル（政府予算の5.6%）に達するものと見られている。その内訳は、赤字補填分5.3兆ルーブル、投資2.8兆ルーブル、料金協定条件の実施2.7兆ルーブル、炭鉱閉山・救済措置1.2兆ルーブル他と見られている。

次に、内外価格差補助として大きいのが、農業補助金である。肥大化した農業補助金を削減すべく、1991年4月に政府が、国家小売り価格の大幅引き上げを行い、替わりに、農業補助金の大幅削減を実施してはいるが、それでも、1993年の穀物価格差等の支払いに対し、115億ルーブルの支払いが行われている。

さらに、政府補助金として大きなウェイトを占めるのが、地方の所得格差補助である。例えば、1993年には、極北の企業等に対する輸送費補助費用として、1,050億ルーブルが支給されている。

以上のように、政府補助金は、赤字補填分や余剰人員の給与支払い等に回され、企業の設備投資にはほとんど回されていないのが現状である。

一方、政府が補助金を維持しながら、国内投資を増やすためには、税収を上げる必要があるが、政府歳入の40%を占める企業所得税（法人税）の税率アップは、逆に、国内企業の経営を圧迫し、税収の減少をもたらす結果となってしまう。例えば、1992年に、付加価値税等の新規税制度が

導入されたが、この結果、企業の投資需要が減少してしまった経緯がある。そのため政府は、国内企業保護・育成を目的に、現在、国内企業に課される企業所得税等の各種税率の低減に向けた見直し作業を進めている。したがって、今後は徴税率を強化しない限り、政府税収の増加は難しい状況にある。

1994年3月に開催されたロシア連邦拡大閣僚会議で、チエルノムイルジン首相が、「対GDP比の政府による投資割合を1993年の1.7%から、1994年には3%に拡大し、替わりに、対GDP比の政府補助金支出割合を、1993年の9%から、1994年に7.4%に縮小する」と演説したが、1994年の目標値を達成するためには、かなりの困難を伴うものと見られる。

3. 民間企業による設備投資の現状

政府による国内投資がほとんどなされないため、民間企業による国内投資が、重要性を増してきている。ロシアの総投資の財源内訳を見ると、1991年以降、民間の自己資本による投資が、全体の65%前後を維持している。

しかし、国内総支出（GDP）に占める総投資の割合は、1990年の39%から、1991年以降大幅に減少し、1994年まで15~17%で推移している。これは、政府による国内投資が少ないと、民間企業による企業内投資も、総額として、大幅に減少しているためである。

民間企業による国内投資が減少した背景には、投資効率の問題以前の、治安の悪さ、法的基盤の欠如といった、基本的な投資環境が欠如しているという大きな問題がある。また、これらの問題は、外国企業がロシアに進出する際に直面する共通の問題もある。

民間企業による国内投資減少要因には、次のようなものがあげられる。

- ①高インフレが続く等、マクロ経済が不安定であり、投資リスクが極めて大きいこと。
- ②投資環境の基本である経済活動の法的基盤が不十分であること（土地の私有権や、債権・債務等に関する民法規定等）。
- ③治安が悪く、担保を取っても、投資した資金が確実に回収出来るという保証がないこと。
- ④マフィアによる闇経済がひびこり、健全な市場経済が出来ていないこと。
- ⑤経済の混乱により、原材料の流通システムが十分に機能しておらず、製造業等に投資しても、確実な生産、販売計画が立てにくいこと。
- ⑥商業銀行からの借り入れ金利が高い上、銀行は短期貸出

しか行っていないこと。

特に、ロシアでは、マフィアが、銀行や行政機構等に深く関与していると言われている。ロシア政府は、国内投資を増やす以前に、先ず、マフィア対策を進め、加えて、経済活動の基盤である治安の確保、法的基盤の整備を優先的に行う必要がある。投資環境が整えば、民間企業による国内投資は上向くとともに、これまで、連邦から国外に逃避した資金、180億ドル（1995年国家予算526億ドルの34%）の国内への還流にもつながるからである。

【参考】

1. ロシア商業銀行の預貯金金利（1995年6月現在）

(1) 預本金利

ルーブル：年率120～150%

ドル：年率10～30%である

(2) 貸出金利

ルーブル：年率200%以上

ドル：年率50%程度（日本では10%未満）

（ロシアの現在の公定歩合は180%（6月20日現在））

(3) 貸出期間

最高でも3～4ヶ月間の短期貸出し。

以上のように、ロシア商業銀行の貸出金利は、非常に高い状況にあり、国内企業が資金を借り入れるには厳しい環境となっている。

2. ルーブルの為替レート

1995年7月5日付の対米ドルレートは、4,553ルーブル/ドル（ロシア中央銀行発表値）である。今年に入ってからの対ドルレートは、4,500～5,000ルーブル/ドルで、比較的安定した動きを示している。しかし一方では、ロシア中央銀行が為替安定化のために、短期国債の市中販売を強める手段を通してルーブルを回収しており、貯め込んだルーブルを安定した時点で一気に放出するとの見方もあることから、ルーブルの為替レート見通しは、未だ、予断を許さない状況にあると言える。

4. 産業別重点投資の必要性

ロシアの分野別投資割合を見ると、鉱工業は1970年以降、1993年まで35%～40%で推移している。また、製造業と非製造業に区分した投資割合を見ても、製造業は1980年の74%から年々減少を続け、1993年には60%まで落ち込んでいる。これらのデータから、鉱工業部門や、製造業への重

点的な投資は進んでいないと判断される。

今後、ロシア政府や国内企業に求められるのは、低迷するロシア経済を立て直すための設備投資の増加であり、とりわけエネルギー産業等の基幹産業や、技術力を高めるための機械産業等に対し、重点的に行う必要がある。

また、国内企業の中には、設備投資という名目で、社員用の住宅（コロニー）や、病院、学校、商店といった社会的基盤そのものへの設備投資を行っているところもあることから、生産設備への優先的な投資が望まれる。

5. 企業への積極的な外資導入の必要性

工業生産高の減少に歯止めをかけるための国内投資対策は、連邦政府や国内企業だけでは難しく、国内産業への外資導入政策が重要性を増してきている。

ロシアでは、1992年に始まった国有企业の民営化政策で、バウチャー（民営化小切手）を発行し、国有企业の株式化を進めている。しかし、エリツィン大統領の年次教書（1994年2月）の中でも述べられたように、ロシア国民へのバウチャーによる第1段階の国有資産の売却は、投資のための新規資金を何等生み出さない。重要なのは、その後の株式売買による企業資金の創造であり、特に、外資企業への株式の売買は、新規資金のみならず、新技術の導入も併せてもららすという重要な要素となる。

現在、連邦政府は、巨大生産組織である軍産複合体や国有企业の民営化を進めている。1995年2月の大統領の年次教書でも、「連邦の国民総生産（GNP）に占める民営化企業による生産高割合は、1994年に62%に達した」と述べる等、国有企业の民営化は着実に進んでいる。

しかしながら、国有企业の民営化や、軍産複合体の民営化は、ロシア経済の低迷という大きな枠の中では限界がある。これらの分野に対しても、民間企業と同様に、外資導入が必要な時期に来ている。

（ロシア班 井澤 良行/田中 仁）

参考文献：

- 「転換期ロシア・CIS経済の現実－CIS研究会報告書－」
(1994年7月)
日本輸出入銀行 海外投資研究所
- 「ロシア産業基礎調査 エコノミック トレンド
(1995年第1四半期報)」
社団法人 ロシア東欧貿易会 ロシア東欧経済研究所
- 「体制移行期のロシア製造企業－民間企業の誕生－」
(1994年8月)
野村総合研究所

ロシアの主要経済指標		1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995(1-3)
(GDP)	名目	億ルーブル	4,880	5,018	5,348	5,730	6,440	13,001	180,630	1,623,113	6,300,000
	鉱工業	億ルーブル	—	—	—	—	—	—	—	3,440,000	—
	農業	億ルーブル	—	—	—	—	—	—	—	816,000	—
	建設業	億ルーブル	—	—	—	—	—	—	—	558,000	—
	実質	前年比(%)	5.8	1.4	4.1	1.5	-3.6	-12.8	-19.0	-12.0	-15.0
総投資額	名目	億ルーブル	—	—	—	—	2,491	2,105	26,700	271,240	1,062,000
	実質	前年比(%)	9.2	5.9	7.7	4.1	0.1	-15.5	-39.7	-15.0	-26.0
	対GDP比%	—	—	—	—	—	38.7	16.2	14.8	16.7	16.9
鉱工業生産高	実質	前年比(%)	4.5	3.5	3.8	1.4	-0.1	-8.0	-18.0	-14.1	-22.8
農業生産高	実質	前年比(%)	6.7	-1.2	3.2	1.7	-3.6	-4.5	-9.4	-4.4	-9.0
小売り販売高	実質	前年比(%)	-0.5	0.7	6.6	8.4	10.0	-3.2	-3.5	1.9	3.0
月平均賃金	ルーブル	208	216	235	259	297	552	5,995	58,663	218,000	326,000
消費者物価(12月の前年同月比)	倍	—	—	—	—	—	2.6	26.1	9.4	3.2	1.42
為替レート	対1ドル	ルーブル	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	169.2	414.5	1,247.0	4,004.0
											4,897.0

注：1. 対前年比は、対比価格(実質)による計算。1995年1-3月は、前年同期比。

2. 消費者物価は、1993年までは「総合消費者物価指数」。1994年は「簡易消費者物価指数」。1995年は、3月の前年の12月比。

3. 為替レートは、1990年までは、公定レート。1991年以降は、市場レート(年末月平均)。

資料：「ロシア連邦国民経済統計集」、「ロシア連邦統計年鑑1994」、「ロシアの社会・経済情勢」「ロシア国家統計委員会データ(1994年分)」

(単位：億ルーブル)				
財政バランス	1990	1991	1992	1993
歳入	1,595	3,100	53,276	417,710
歳出	1,510	3,476	59,695	573,190
国民経済費	758	1,299	20,587	161,350
社会的・文化的行事	652	1,031	13,831	142,970
国家・法保護機関維持	26	133	3,511	41,000
国防費	—	—	8,553	72,100
対外経済活動(貿易)	1	55	4,167	27,640
その他支出	73	958	9,046	129,120
収支戻	85	-376	-6,419	-155,480

資料：「ロシア統計年鑑1994(ロシア国家統計委員会)」

但し、1993年は「1994年1月1日現在のロシア財政(ロシア財務省)」

(単位：%)								
総投資の財源内訳	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
共和国予算	82	57	49	42	35	15.9	17.5	13.6
地方予算	—	—	—	—	—	10.3	15.1	10.5
予算外の投資基金	—	—	—	—	—	2.9	3.3	5.9
特典付国家投資貸付	—	—	—	—	—	0.7	1.7	—
企業の自己資金	18	43	51	58	65	69.3	59.8	64.9
国民資本	—	—	—	—	—	0.9	2.6	—
合計	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—

資料：1987-1991年は、「ロシア連邦の国民経済統計年鑑1993」

1992-1993年は、「ロシア統計年鑑1994(ロシア国家統計委員会)」

1994年は、「経済速報7.2.25(ロシア東欧貿易会)」

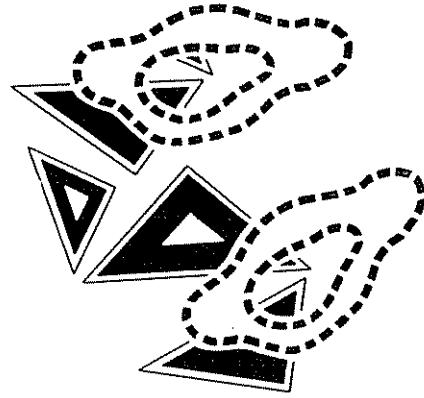
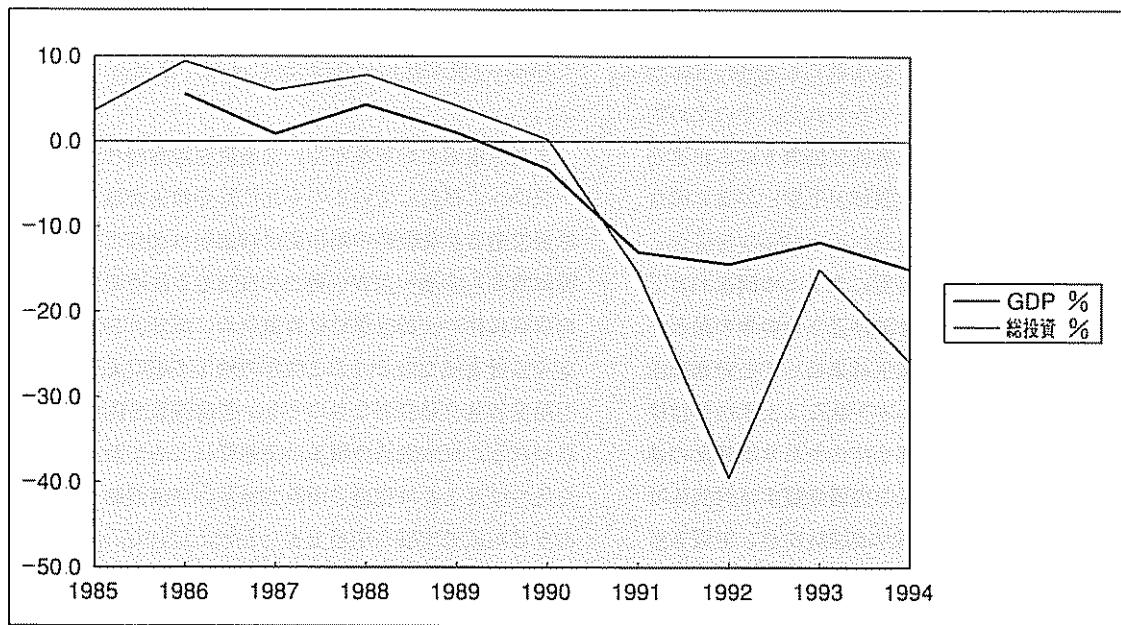
(単位：%)								
分野別投資割合	1970	1975	1980	1985	1990	1991	1992	1993
鉱工業	35.8	36.2	35.6	37.0	35.9	34.7	39.9	36.3
農業	14.6	17.0	17.0	15.0	15.8	17.8	10.2	7.2
林業	0.2	0.1	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	0.1
建設	3.9	4.4	4.6	3.7	4.5	4.5	2.6	2.2
運輸	9.3	11.3	12.8	12.9	10.9	8.5	8.2	10.1
通信	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.6	0.6
商業・サービス	2.2	1.9	2.1	2.4	1.9	1.8	1.1	1.0
買付・調達	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
住宅建設	18.4	15.8	14.6	16.1	16.6	18.1	22.8	24.0
その他	14.3	12.1	12.0	11.7	12.7	13.3	14.3	18.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：「ロシア統計年鑑1994(ロシア国家統計委員会)」

GDPと総投資の実質前年比

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	
GDP %			5.8	1.4	4.1	1.5	-3.6	-12.8	-19.0	-12.0	-15.0
総投資 %	3.5	9.2	5.9	7.7	4.1	0.1	-15.5	-39.7	-15.0	-26.0	

資料：「ロシア統計年鑑1994」



「朝鮮民主主義人民共和国の穀物需給推計」

1. 最近の動向

去る5月26日、朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮という）が初めて自ら食糧不足を認め、日本に対して米の貸与を求めてきた。日朝関係改善のためには良い機会となつたわけだが、米朝合意に基づく軽水炉提供問題や、南北朝鮮関係改善を優先すべきであるという考え方もあり、日本からの支援決定は韓国の決定を待つて行われた。そのため約1カ月を要したが、結局韓国から無償で15万トン、日本からは30万トン（無償15万トン、有償15万トン）の2カ国合計45万トンの供与が決定した。

北朝鮮は日本に米貸与を求める前にタイとの間に30万トンの米輸入契約を結んでおり、合計75万トンの米の輸入を確保している。その他にも朝鮮戦争以来初めてという米国からのトウモロコシ5万4,000トンの輸入（3月19日付け東亜日報）や、同じく米国に本部を持つキリスト教系の慈善団体・国際宣明会からの10万トンの穀物提供（同団体は5月29日に第1次分として中国産の穀物470トンを引き渡し済）も行われる予定である（6月8日付け朝日新聞）。しかし、日本との合意内容には口頭であるが追加供与も含まれており、今回の供与量ではまだ不十分と考えられることから、北朝鮮の食糧事情について、今一度考察する必要がある。

2. 生産性悪化の原因

韓国統一院によると、1994年の北朝鮮の穀物生産量は413万トンで、1993年の388万トンに比べると6.2%伸びたものの、1989年（548万トン）をピークに1993年まで減少し続けていた。北朝鮮の穀物生産性低下の原因としては約80%が山地であるという絶対的な農地の不足に加え、化学肥料の与えすぎによる土質悪化と、農業機械及び燃料の不足があげられる。その他にも協同農場制による農民の士気の低下、耕地拡大のための山間傾斜地開墾により荒廃化した山林の洪水による作物被害等があるが、最近のもっとも大きな原因としては、農薬不足でイネミズゾウムシの防除を満足に行えなかつたことと言われている。

3. 中国からの穀物輸入状況

韓国統一院によれば、北朝鮮の1994年の穀物輸入量は36万トンとなっており、1993年の109万トンと比較すると67%の大幅な減少となった。これは、中国国内の食糧事情

の悪化に伴い、中国からの輸入が大幅に減少したためである。中国は北朝鮮にとって主要な穀物輸入先となっているが、その輸入量は、1992年65万トン、1993年99万トンであったものが、1994年には24万トンに激減しており、更に1995年3月までの輸入量はわずか1万2,000トンに留まっている（「現代経済社会研究院」「統一経済」、韓国1995.7）。

また、中国との貿易がバーター取引からハードカレンシー決済へと移行しているのも北朝鮮の輸入が減った大きな原因である。北朝鮮の輸出額は1990年は20億ドル（対韓国輸出含む）であったが、輸出の53.2%を占めていた旧ソ連の崩壊に伴い、1991年には11億ドルに減り、1994年は10億ドルに留まっている。ここ数年の輸出不振は北朝鮮の外貨不足をより一層深刻なものとし、穀物輸入を困難にしたと思われる。現金決済の難しい北朝鮮にとって新たな輸入先を見つけることは相当に困難であり、無償援助の可能性のある日本に米支援を求めてきたと考えられる。

なお、中国は1994年12月に主要穀物の輸出停止の方針を発表していたが、1995年7月には正式決定となり、北朝鮮の穀物輸入を取り巻く環境は一層悪化している。

4. 韓国統一院の推計【表1参照】

韓国統一院は1995年の穀物需要量を672万トンと推計しており、1994年の生産量413万トンでは1995年は不足分259万トンを輸入で賄わなければならないことになる。韓国統一院は、北朝鮮の穀物需要量の推計に当たり、配給用、飼料用、加工用、種子用及び減耗分に分けて推計しているようだが、その詳細なデータは明らかにされていない。なお、韓国統一院の推計した需要量を人口で割ると、1人当たりの穀物需要量は290kg/年となっている。

公式には公表されていないが、韓国統一院は1992年以降の推計に「節約量」を用いた分析を行っている。これは食糧備蓄量の調整や1日2食の奨励により節約できると思われる量であるが、年間120万トンと推計されている。この節約量を用いた推計を行うと、韓国統一院の推計では1993年までは過不足分をカバーできていたことになる。しかし1994年は、節約量を考慮しても123万トンの不足であったと思われ、輸入量を考慮に入れない1995年の実際の穀物不足量は139万トンとなっている。

表1 韓国統一院による北朝鮮の穀物需要状況推計

(単位:千トン)

	1991	1992	1993	1994	1995
需要量	6,470	6,500	6,580	6,670	6,720
生産量	4,427	4,268	3,884	4,130	—
輸入量	1,290	830	1,090	360	—
過不足量(前年生産+輸入-需要)	—368	-1,243	-1,222	-2,426	-2,590
節約量	—	1,200	1,200	1,200	1,200
実際過不足量	—	0	0	-1,226	-1,390

- 注: 1. 需要量は北朝鮮の配給基準を100%反映した配給食糧、加工、飼料、種子、減耗などで推計。
 2. 節約量は戦争備蓄、1日2食などの節約によって節約した1992、1993年の約120万トンを適用。
 3. 節約量と実際過不足量は公式データではなく、ERINAが韓国統一院から聴取したもの。

5. 1995年の穀物需要量推計【表2、グラフ1参照】

(1) 食用穀物需要量

北朝鮮では穀物は配給制である。そこで、その配給量をもとに食糧需要量を推計することが可能である。韓国統一院の資料によれば、一般労働者及び事務員の1日当たりの配給量は600gとなっており、これをもとに計算すると成人1人の年間消費量は219kgとなる。また、高齢者及び15歳未満の未就労者に対する配給量は当然少なくなっていることから、それぞれの年齢について推計すると、1日当たり平均300gとなる。これらをもとに労働可能人口とそれ以外に分けて推計すると、1995年の食糧需給量は年434万トンとなる。(1995年の人口は、韓国銀行発表の1994年人口2,295.3万人に1994年の人口増加率を適用して推計)

(2) 飼料需要量

代表的な畜産物としては牛肉、豚肉、鶏肉が生産されているが、それを生産するための必要量に関する北朝鮮側のデータは得られない。しかし、飼料として使用する量については技術革新との関連は薄いと思われる。そこで、それぞれを1トン生産するための穀物必要量に韓国と同じ基準を適用すると、それ以外に生産されている馬、ロバ、羊、山羊等に必要な量を無視しても、最低94万トンは

必要であると推測できる。

(3) 加工・種子・減耗需要量

北朝鮮の穀物がどの程度加工され、その際どの程度減耗しているのか、また、どの程度が翌年の生産のための種子とされているのかも考察する必要があるが、それに関する北朝鮮側のデータも得られない。そこで、韓国の食糧統計を参考に考えることとするが、その際に次の条件を適用した。北朝鮮では米とトウモロコシが主な食糧と考えられるが、1976年の韓国の穀物需要を見ると、韓国では米と麦が主な食糧となっており、北朝鮮のトウモロコシと韓国の麦が同じ役割であると仮定した。また、韓国と北朝鮮の1人当たりのGNPは1975年には同レベルであったが、韓国の1977年と北朝鮮の1993年が同レベルであるという状況から、1980年代以後の北朝鮮に1976年の韓国の食糧統計を利用した。そのように試算すると、1995年の北朝鮮の加工需要量、種子需要量、減耗需要量は、それぞれ28万トン、11万トン、23万トンとなる。

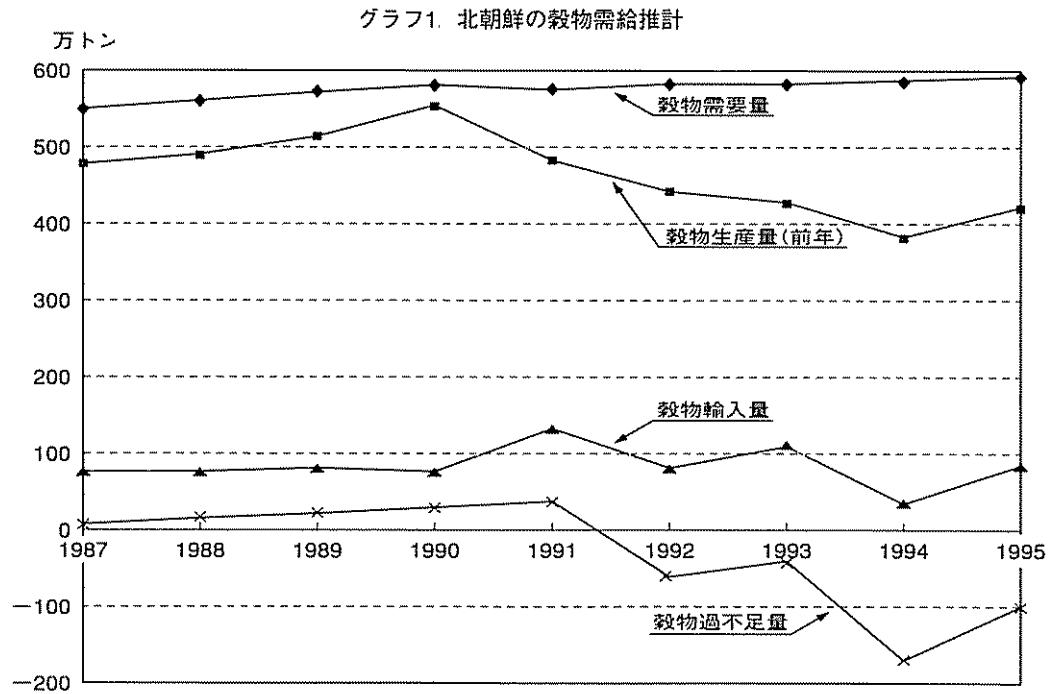


表2 穀物需給推計（精穀基準）

	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
年間食用穀物需要量	3,720	3,802	3,885	3,967	4,041	4,114	4,188	4,263	4,338
飼料需要量	976	1,004	1,017	1,018	1,004	1,004	936	936	936
加工需要量	356	300	343	364	295	351	334	319	281
種子需要量	126	125	135	143	123	122	119	111	111
減耗需要量	262	266	282	299	260	248	240	222	229
穀物需要量総計	5,440	5,498	5,662	5,791	5,723	5,839	5,817	5,851	5,896
穀物生産量	4,952	5,210	5,482	4,812	4,427	4,268	3,884	4,130	—
穀物不足量（前年生産－今年需要）	-615	-546	-452	-309	-911	-1,412	-1,549	-1,987	-1,766
穀物輸入量	660	655	664	596	1,290	830	1,090	360	750
穀物過不足量	45	109	212	287	379	-582	-459	-1,607	-1,016

出所：1 需要量はERINAの推計。

2 穀物生産量は韓国統一院。

3 1987年～1990年の輸入量はFAO TRADE YEARBOOK、1991年～1994年は韓国統一院。

注：1995年の輸入量は1995年7月末までに確定しているタイ(30万トン)、韓国(15万トン)、日本(30万トン)からの米の輸入量である。

(4) 穀物需要量総計

以上のように試算した結果、1995年の穀物需要量総計は590万トンとなり、韓国統一院の推計672万トンと比較すると82万トン少ない結果となった。

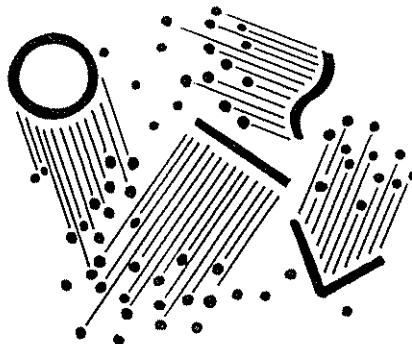
6. 1995年の穀物需給状況【表2、グラフ1参照】

ERINAでは、輸入量についてFAOと韓国統一院のデータを使用することにより、1987年以降の穀物過不足量の推計を行った。その結果、次のように推測される。1991年までは国内生産だけでは足りないものの、輸入により穀物需要は満たされていた。しかし、1991年には生産量がピーク時に比べ100万トンも減少したため、1992年以降は毎年不足となっており、穀物需給状況はこの頃から逼迫していった。100万人と言われる北朝鮮の軍事力を考えると穀物備蓄は必要不可欠であるが、穀物備蓄量を食用穀物需要量の1カ月分とすると、約30万トンが必要である。仮に1987年から1991年までの余剰米すべてを備蓄していたとすれば、110万トンが備蓄できたことになる。1992年と1993年の不足量は合計104万トンであり、この備蓄を取り崩すによって、需要量をカバーしていたと考えることもできる。備蓄の取り崩しを行っていないとすれば、その分節約を行わなければならぬことになる。しかし、いずれにしろ1993年の異常気象による生産量減少と、1994年の輸入減少が重なったことにより、161万トンが不足となった1994年は、かつてない厳しい状況であった。備蓄米を取り崩したとしても到底不足分を補える量ではないことから、節約量も過去最大であったはずである。

1994年の生産量を韓国統一院のデータに基づいて413万トンとすると、1995年の穀物不足量はERINAの試算結果では177万トンとなった。これは、タイ、韓国、日本からの輸入量75万トンを考慮しても約100万トンの不足である。

ことを意味する。7月までに行われた中国からの輸入も微々たるものであることが予想され、米国からの穀物輸入量約15万トンを合わせたとしても、北朝鮮が輸入できる穀物量は100万トン以下であろう。よって、北朝鮮が穀物を計画通りに配給するためには、今後更に約80万トンの穀物輸入を確保する必要があるものと思われる。今後、この不足分を輸入することができなければ、穀物消費を節約する以外にないわけだが、9月9日の北朝鮮建国記念日か10月10日の労働党創建50周年記念日には、金正日書記の国家主席及び労働党総書記への就任が噂される現在においては、その権威を失墜するような事態は許されないはずである。外貨不足に悩む北朝鮮は、今後も無償支援の期待できる韓国、日本、そして米国にも交渉を持ちかける可能性がある。

(朝鮮半島班 中野 力/李 燦雨)



研究所だより

◎平成 7 年 6 月 30 日 本年度第 1 回理事会・評議員会開催

1 平成 6 年度（平成 6 年 4 月 1 日～平成 7 年 3 月 31 日）

決算概要

〈収支計算書〉

	金額(円)
当期収入合計	250,266,820
当期支出合計	245,034,678
当期取支差額	5,232,142
前期繰越取支差額	8,764,776
次期繰越取支差額	13,996,918

〈貸借対照表〉

I 資産の部

	金額(円)
流動資産	46,774,328
固定資産	3,371,112,938
資産合計	3,417,887,266

II 負債の部

	金額(円)
流動負債	32,777,140
固定負債	3,354,000
負債合計	36,131,410

III 正味財産の部

	金額(円)
正味財産 (うち基本金)	3,381,755,856 (3,365,000,000)
正味財産増加額 (うち当期正味財産増加額)	(45,775,331)
負債及び正味財産合計	3,417,887,266

2 役員・評議員の異動

〈選任〉理事 佐々木喜久治

(北海道東北自治協議会会長・秋田県知事)

〈辞任〉監事 綱千 道雄

(新潟商工会議所連合会専務理事)

〈選任〉監事 山田 善弘

(新潟商工会議所連合会専務理事)

〈辞任〉評議員 糸沢 和夫

(社団法人経済団体連合会前常務理事)

〈委嘱〉評議員 藤原 勝博

(社団法人経済団体連合会常務理事)

3 職員の異動

・研究所長 市岡 政夫 (研究所長辞任・客員研究員委嘱)

・研究主任 中野 有

(休職:期間平成 7 年 8 月 1 日～平成 7 年 12 月 31 日)

〈新〉・研究員 長谷川一夫

〈新〉・研究員 伊倉 仁 〈旧〉・研究員 井澤 良行

4 セミナー・シンポジウム

○ 中国・吉林省・延辺朝鮮族自治州投資促進セミナー

・平成 7 年 6 月 20 日、UNIDO 東京投資促進事務所と共に新潟市において開催。

○ 賛助会セミナー

・平成 7 年 5 月 17 日、「日本経済の展望」をテーマに新潟市において開催。

・平成 7 年 6 月 28 日、「世界の石油事情とこれからの日本」をテーマに新潟市において開催。

○ 東京銀行共催セミナー

・平成 7 年 7 月 18 日、「最新ベトナム・ビジネス事情」をテーマに東京銀行と共に新潟市において開催。

○ ESCAP (国際経済社会アジア太平洋委員会) 主催の貿易投資促進円卓会議

・平成 7 年 7 月 10 日～7 月 14 日、ソウル市において開催 (ERINA リードコンサルタントとして参加)

〈予定〉

○ 中国東北・北東アジア経済協力国際会議 (9/12～9/15 於:長春 ERINA 共催)

○ ロシア市場経済化協力事業に関する経済セミナー (10 月 於:ハバロフスク・ウラジオストック ERINA 共催 新潟県からの委託)

○ 延辺投資フォーラム (10/10～10/15 於:吉林省延吉市 ERINA 協力)

○ 日韓経済交流促進事業 (11/15 於:新潟市 ERINA 共催 新潟県からの委託)

5 報告書

・「環日本海経済諸国との交流構想策定調査」報告書 (委託:平成 7 年 3 月刊行)

・「新潟県物流問題調査報告書」—国際物流の拡大に向けて— (委託:平成 7 年 3 月刊行)

・「沿海地方物流環境ガイドブック」(委託:平成 7 年 8 月刊行予定)